

## 令和2年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和2年12月11日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年12月11日 10時00分

1. 閉 議 令和2年12月11日 14時45分

1. 散 会 令和2年12月11日 14時45分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠	本	隆	典		
3番	廣	畑	敏	雄	4番	西	尾	智	朗
5番	正	木	秀	男	6番	南	勝	弥	
7番	小	森	一	典	8番	丸	本	安	高
9番	辻	成	紀	10番	松	田	剛	治	
11番	溝	口	耕	太郎	12番	長	野	莊	一
13番	堅	田	府	利	14番	水	上	久	美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱 口 伊佐夫 事務 主 査 坂 本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井	潤	誠	副 町 長	林	一	勝		
教 育 長	豊	田	昭	裕					
富田事務所長									
兼農林水産課長	古	守	繁	行	日置川事務所長	石	田	健	
総務課長	愛	須	康	徳	税 務 課 長	岩	城	祐	朗

民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	寺脇孝男
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	久保道典
会計管理者	玉置孔一	消防長	大谷哲也
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 1. 会議に付した事件

日程第1

### 1. 会議の経過

#### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和2年第4回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

#### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しています。本日は一般質問4名を予定しています。本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、議会散会後に全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、諸報告を終わります。

#### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひします。

これより本日の会議を開きます。

---

### (1) 日程第1 一般質問

#### ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順 6番、5番 正木君の一般質問を許可します。

正木君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。質問事項は、1つとして、再生可能エネルギーの取り組みについて、2つとして、防災対策について、3つとして、観光振興についてであります。

初めに、再生可能エネルギーの取り組みについての質問を許可します。

5番 正木君（登壇）

## ○5 番

5番 正木秀男でございます。議長及び同僚議員の皆様のご理解の下、発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、まさに世界的にコロナ禍で皆さん右往左往している状態ですけれども、我が白浜町もまだそういうパニックの状態でないということで、一抹の不安を抱えながらも安堵しているところでございます。

それでは、私の質問は3問、再生可能エネルギーの取り組み、2点目は防災対策、3点目は観光振興についての質問に入ります。明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

環境問題について、何点か質問いたします。

先般、菅総理大臣は、2050年まで温室効果ガスの排出実質ゼロ宣言に触れ、脱炭素社会やデジタル化推進を最優先課題と表明しています。カーボンニュートラル、ゼロオプション、この問題は世界各国が遅きにありませんけれども本気で取り組むことを明らかにしております。

そこで、我が白浜町においても、取り組む用意があるのか、町長はいかがお考えですか。

## ○議 長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

## ○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま正木議員から地球温暖化防止に係る気候変動枠組条約、パリ協定でのカーボンニュートラル、排出量の実質ゼロ目標の我が町での取り組みの方向性について質問をいただきました。

近年、地球温暖化に伴う気候変動が進み、世界的にも自然災害が増加、激甚化しているように思われます。そのような中、世界各国では、パリ協定に基づき様々な地球温暖化対策のための取り組みを進めているのはご承知のとおりだと思います。

本年10月26日に行われた菅首相の臨時国会での所信表明演説で、国内の温室効果ガスの発出量を2050年までに実質ゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素化社会の実現を目指すことを宣言しました。この宣言は、パリ協定の締結後、世界的に脱炭素社会の動きが加速し、国内でも脱炭素化の取り組みが広がる中、よりさらに踏み込んだ内容となっています。

気候変動の影響は、環境リスクだけでなく経済活動にも大きな影響を与えており、観光産業のみならず、全ての産業に多大な影響を及ぼしていくことが想定されます。

今後、気候変動に対する取り組みが進んでいく中、町といたしましても、脱炭素化社会の実現に向けて、国の動向を注視しながら、住民、事業者、行政がそれぞれの役割、連携や協働の必要性を踏まえ、取り組みを進めていかなければならないと考えています。

## ○議 長

○5 番

町長、私は、白浜町はどういう取り組みをするかと、こういう問いで入ったと認識しております。全国1, 800余りの自治体、その中で和歌山県は今30市町村ですか、その中で先般、那智勝浦町が先駆けて、脱炭素社会をつくろうと手を挙げました。そこが私が求めているところなんです。

白浜はやはり環境にしても、以前全国表彰された部分でありますけれども、和歌山県の先陣を切ってこういうゼロオプションを進めていくと、そういう気概が私は白浜町にとって欲しいのかなと、このような思いで最初の質問に入ったんですよ。後追い、2番手、3番手は誰でもできます。だけど、やはり那智勝浦町長は、那智の滝の原始林も含めて、リサイクル問題、そういう問題でちょっと違うかなと言いながらも、表明しているんですよ。それはやはり和歌山県にとってもすごいなと、私は感心したところがございます。今後ともぜひともそういう気構えを取っていただければと、このように思っています。

それでは2点目、私は再生エネルギーを推進する会という政治団体を持っております。十数年前に立ち上げました。農地をはじめ各空き地においてソーラーパネルが設置されていますけれども、規制はあるのか。あるとすればどのような規制があるのか、いかがですか。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

議員より、太陽光発電の規制についてご質問をいただきました。

太陽光発電設備の設置に係る法制上の取り扱いにつきましては、太陽電池モジュールの合計出力で判断することとなっております。出力50キロワット以上の太陽電池発電設備は、電気事業法上の発電用の電気工作物、発電所となり自家用電気工作物になります。これは電力会社等の電気事業用のものは除きます。自家用電気工作物を設置する者には、次の義務が発生します。

1つ目として、経済産業省令で定める技術基準に適合するように電気工作物を維持する義務、2つ目として、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規定を定めて届け出る義務、3つ目として、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任して届け出る義務などが生じます。

50キロワット未満の太陽光発電設備は小出力発電所となり、一般電気工作物になり、届出等の手続は不要ですが、経済産業省令で定める技術基準に適合させる必要があります。さらには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法、及び再エネ特措法施行規則に基づき、事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者、及び認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する太陽光発電事業者には、経済産業省資源エネルギー庁が定める太陽光発電に係る事業計画策定ガイドラインが適用されます。

また、出力50キロワット以上の太陽電池発電設備は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例も適用されます。

その他としましては、太陽光発電事業の実施場所の土地の利用については、その利用の方法について各関係法令や条例の定めによる規制があります。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

私が問うたのは、この条例、県条例も国策の条例も含めてですけども、白浜空港近辺も含めて富田平野、個人も法人も含めてですけど、いろんな部分でソーラーが何か所あって、規制のかかる部分、50キロワット以上ですか、そこらの部分について何か所設置されているのか。あるとすれば、点検は、それは書類で設置のときだけ検査をしてあとはノータッチというようなことはないと思いますけれども、いかがですか。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

今手元に白浜町に何か所というのが資料はございませんので、また後ほど。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

分かりました。それは後ほどでも結構ですので、何か所あって、条例では50キロワット以上がそういう義務があるのだと、そこらの部分を今課長にるる説明いただいたんですけども、そこらのところをまた、後段で言っていたら。

代表格であるメガソーラーが、まさに今隣町の上富田町で、公的、私的である再生エネルギーステーションの整備に取り組んでおります。広大なゴルフ場跡、または山林整備を兼ねた土地にメガソーラーを設置しております。

先般、全協でも聞き及んだ事案でございますけれども、国道、県道、町道の送電パイプラインの工事を、我が白浜町の一部、6キロメートルぐらいですか、その中で工事をされております。そこで、地元住民何名かが工事反対署名というような不名誉な事案が発生しているということですけども、認識しておられるか、いかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

ただいま、住民が工事反対署名活動をしていることについての確認ができていたかの質問をいただきました。

このことにつきましては、一部住民が再生可能エネルギーの買取制度、「FIT一体事業の認可の取消しと自営線布設工事の凍結を求める署名」を集めていると聞いておりますが、その内容等に関する詳細や署名状況等につきまして承知はしておりません。

以上です。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

私が問いたいという中で、自然再生エネルギーの推進する立場として工事は十分進めていただきたいと、こういうような認識なんです。ただ、地元上富田町、白浜町、すさみ町という沿線においても、地域に住む人たちに事前にやはり説明が十分なされたのかと。なされて

ないとすれば、どういう格好であったのかと、そこらの部分、分かっている範囲で結構でございますけれども、いかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

当該工事につきましては、地元説明に関しましては、日置川区長会から事業者に対して地元説明会の開催を求めたところでございます。本年6月5日に市鹿野出張所で、同月12日及び7月20日には安居出張所にて区長を対象に説明会を行ったところでございます。

以上です。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

私は先般、ここに議員がおられますけど、地元の川添地区に視察に行つてまいりました。その中で、縁石のところはずっと掘つていて、こういう格好でやっているのだなど。そういう中で関係者に聞くと、いろんな各地域の長というんですか、区長には伝達して説明会をしたと。その中で私は、それでは住民に湯が通つてないと、言葉は悪いですけど、湯通しができてないと。これでは、やはり後々問題が出てくるという部分で感じ取りました。そこらのところをもう一度、所長、区長止まりでいたのか、それか住民全部に配布したり参集をかけたのか、そこらはいかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

当該工事につきましては、今正木議員がおっしゃるとおり、現状では区長のみの状況となっております。説明会のときの内容ではございますが、各地区集落の近くであれば、もう少し細かな説明はしていただきたいというふうな話もございましたので、させていただきますというふうな回答はございました。

町といたしましても、必要に応じ、工事許可権限者である県と事業者に丁寧な説明を求めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

スムーズな事の運びというのかな、それがやはり住民にとっても事業者にとっても、地元、町村、県、国と、経産省の全て許認可において発している事案なので、そこをスムーズにいけるような担当部局においてはしっかりとさせていただければと、このように思っています。

令和2年2月24日、国、県において、新庄公園のBig・Uで洋上風力の説明会がございました。その中で、エリアと申しますか、御坊以南、串本までの洋上を使って洋上風力のゾーニングをすると、こういうヒアリングがございました。同僚議員も出席しておられました。そして、我が白浜町沖も候補地でございますけれども、この自然風力、洋上風力ですけれども、それを地元の首長としてどういう思いであるか、お考えを伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

ただいま正木議員より、洋上風力発電についてご質問をいただきました。

和歌山県では、平成30年度より環境保全と洋上風力発電の推進を両立させるため、洋上風力発電の事業化が見込まれる海域について、地域の自然的条件等を踏まえ、事業を推進するに当たって課題のある地域等を示すゾーニングマップの作成を行っており、本年度公表する予定となっています。

対象範囲としましては、日高郡から西牟婁郡までに串本町を加えた地域の沿岸海域で陸地からの離岸距離が30キロメートルまでの区域、及び隣接県である徳島県との中間線までの範囲のマップを示すこととなっており、当町も対象の範囲となっております。

今回の対象範囲については、風況がよく、風力発電の適地が多いと言われており、最近、洋上風力発電を計画する事業者から和歌山県への相談が寄せられるようになったと聞いております。

洋上風力発電を含む再生可能エネルギーの活用については、今後の日本におけるエネルギー政策を考えたとき非常に重要なものになると考えております。

ただ、全国的に見ましても、洋上風力発電の開発に際しては、地域住民との間で摩擦が生じる事例も発生しているところであり、無秩序な事業開発が進む事態となれば、地域に資する事業計画であってもプロジェクトが実現できなくなる可能性があります。

このような状況を踏まえて、あらかじめ事業化の可能性がある海域において、関係法令や自然環境保護、社会的調整が必要な箇所等の観点からゾーニングを行うことは、洋上風力発電の適正な立地が実現するよう促していくものであり、事業者にとってもエリア選定をしやすいものになるのではないかと考えています。

○議長

5番 正木君(登壇)

○5番

この経産省の推進するエネルギー問題ですけれども、洋上風力エネルギー問題は、エネルギーだけじゃなくて、観光、漁業問題等々、地元活性化と波及効果が多方面にわたっております。そこらも含めて町長、お考えがあれば。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

議員ご指摘のように、洋上風力発電を推進している海外では、新たな景観を生み出す観光面や、地域と発電事業者の共存による地域活性化への波及効果が事例として挙げられております。

日本におきましては、実施件数も少なく経済効果は期待されているものの、観光や地域活性化に対する波及効果は大きくクローズアップされているものではないと考えております。

ただこういった波及効果以外にも、今後、2050年に向けたエネルギー転換と脱炭素化への取り組みが進む中で、再生可能エネルギーは非常に重要な役割を担うものだと考えています。その中でも、陸上における再生可能エネルギーの適地が限定的な日本におきましては、海域における洋上風力の導入は今後不可欠になってくるのではないかと考えています。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

先般もテレビニュースでは、北欧も含めてヨーロッパで洋上風力のビデオメッセージが送られておりましたけれども、そこにはやはりクルージング観光、そして漁礁、そこに魚が集まると、こういうような相乗効果が言われております。そういう中で、やはり広域に取り組む白浜町として、新たな観光の1つの資源、漁業の資源、そういう部分では取り組めるかと、どういう思いかということである質問しておるんですけども、そのセミナーには、和歌山南と和歌山東の漁業関係者が組合長も含め参加しておりました。広域でやはり取り組むことということで、休憩時間にも関係者と、それはええことやと、そういうことで県の講師、大学の先生、いろいろな部分で、再度行政のほうでも、漁業組合だけじゃなくて、行政も行政間で広域で、御坊以南を含めて、田辺市など行政間で連携して紀伊水道の白浜沖、紀伊半島沖に洋上風力群を連携、連帯して取り組んでいくと、このようなことが大事と私は思うんですけど、町長はどうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ゾーニングマップの作成に当たりましては、有識者による和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会を中心に検討しておりますが、本検討会には、国や事業者をはじめ対象地域の自治体もオブザーバーとして参加をしており、当町も参加しているところであります。

検討を進めるに当たりましては、関係法令や自然環境、社会的調整が必要な事項を反映したものにすることが必要であるため、漁業、観光、経済関連団体等のヒアリングや事業者説明会も実施しているところでありまして、議員ご指摘のセミナーもその過程で開催されたものと認識しております。

また、行政間におきましても定期的に会議を開催していただき意見交換等も行っているところでありますが、引き続き洋上風力発電の事業推進に向けたゾーニングマップ作成に向け、県を中心に、広域でも関係機関とも協力してまいりたいと考えています。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

ありがとうございます。環境問題についてはこれで終わります。

○議 長

以上で、再生可能エネルギーの取り組みについての質問は終わりました。

次に、防災対策についての質問を許可します。

5番 正木君（登壇）

○5 番

次に、防災について何点か伺います。

11月13日のテレビニュースで、野上農林大臣、武田防災大臣、国交大臣、いろんな閣僚が森林、治山関係で六万数千か所のため池の点検と整備計画の早急な取り組みを発しておりました。我が白浜町においても、ため池の全体数、何か所あって、安全な部分と二重丸、



一重丸、三角、ペケと、こういう勝手なランクづけ、言い方をしますけれども、全国で6万数千か所あるという中で、白浜町は何か所危険なため池というんですか、そういう部分があれば教えていただきたい。

○議 長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

まず、正木議員から、ため池整備事業についてご質問をいただきましたので、私のほうからは、今までの状況をお話しさせていただきます。

平成30年7月豪雨による被害を踏まえまして、国が新たな基準を設定しました。それに基づき、都道府県が、令和元年5月に防災重点ため池を再選定いたしました。その結果、その数は約1万1,000か所から約6万4,000か所と大幅に増加し、地方公共団体からは、財政やマンパワーに限界があり、防災工事等を推進するためには財政支援と技術支援が必要との声が国に多く寄せられました。このため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が、令和2年10月に制定されました。

この法律では、農林水産大臣が定める防災工事等基本指針に基づき、都道府県知事が防災工事等推進計画を定めることとなっております。この推進計画に位置づけられた防災重点農業用ため池について、国は必要な財政上の措置及び地方債への特別な配慮をすることが規定されております。

白浜町における全体数等につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

現在、白浜町では防災重点農業用ため池に指定されるため池は28池ございます。

危険箇所についてですが、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法は、決壊のおそれがある農業用ため池に対して、10年間と期限を切って、防災工事等を計画的かつ集中的に推進するために制定されたもので、法適用の初年度である来年度、令和3年度から劣化状況評価、豪雨耐性評価を行う予定としており、工事が必要と評価された農業用ため池に対しては防災工事を行う必要があるということになります。

なお、白浜町では、ため池防災に関する取り組みとして、ため池が決壊するおそれのある場合、または、決壊した場合に迅速かつ安全に避難するため、町内にある農業用ため池のうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池などを対象に、ため池ハザードマップを平成27年度と平成28年度で16池分作成いたしました。また、平成30年7月に発生した西日本豪雨など、近年局地的な豪雨や地震などにより多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生していることから、同年11月に国において防災重点ため池の基準が見直され、この見直しにより追加された防災重点ため池12池について、今年度中にハザードマップを作成し、公表する予定となっております。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

やはり地区と地域、場所によりますけれども、住民の安全・安心に最大限に取り組むことが大事だと思います。そこは優先順位をつけて、整備していかなければならないと思うんですけれども、いかがですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほど防災重点農業用ため池は28池とお答えいたしました。既に工事が完了しているため池が3池、工事中、または来年度から工事を行うため池が2池、来年度から工事に向けた計画概要書の作成を行っていったため池が4池ございまして、残りのため池についても優先順位をつけ、早期に評価調査を行う予定としております。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

その優先順位の中で、下流域にある住民の生命、財産、安心、安全、そういう部分では、先ほどのメガソーラーの工事の難題の中で言いましたけども、地区住民に説明をきちっとして、そしてご理解いただくというような方向づけが必要と思われま。ひとつそこらを教訓にして、どうぞ進めていただければと、このように思います。

そして、この整備事業において、国土強靱化事業にも連動しておりますけれども、武田防災大臣も含めてですけども、我が和歌山県の力のある二階幹事長の中で進めておる国土強靱化の中で国、県より6割、7割という補助の手当が示されております。やはりそこに時限の中で限られた財源、それを早急に取り組む必要があります。町長、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法は、令和3年度から10年間の時限立法であることから、この制度を活用したできるだけ早い取り組みを進めていく、これは町民の生命と財産を守る行政の使命であると認識しております。

私もみどりネット和歌山というのがございまして、これは二階幹事長が会長をされている和歌山県土地改良事業団の連合会のことでございますけれども、白浜町も私は理事になっておりますので、その辺の観点からも、これから推進していきたいというふうに思っております。

先ほど農林水産課長が申しあげましたような、課題や背景を十分に分析し、検討した上で、地域にもご協力いただきながら、必要に応じた対応をまいりますので、議員にも引き続きご指導のほどをお願い申し上げます。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

4番目に入りますけれども、以前、白浜町の防災ハザードマップは3回も4回も追加とい

うような格好で作り直しの中ですけれども、進化してきております。その中で私の地元である綱不知、立ヶ谷も羽衣も細野湾も含めて、東白浜地区はレッドゾーン、厳しい地帯でございます。その中で私の地元で、七十数年前の南海地震で、十数名の貴い命が失われました。私の兄、当時3歳が母親の背中で引きずられて亡くなっております。そういう中で、いかんせん私は20年近く議場に送っていただいておりますけれども、なかなか綱不知の地元において防災はどうなってるんよ、古老、長老から日々叱責されております。当局においても今まで何度となく質問いたしましたけれども、近隣にホテルも含めて高所がありますと、避難場所もありますというような説明を受けるんです。果たして人間の心理として、失礼ですけど、ホテル、白浜御苑さんでも川久にしてもいろいろありますけれども、まさに海の潮が迫ってきている方向へ向いて誰が逃げますかと、私は常にそういう思いの中で町当局に質問してきたところでございます。

やはり高い所へ早く逃げなさいというのが防災の基本、1丁目1番地と、このように思うております。ですから、我が綱不知地区は、町長が中学校や小学校と言われますけれどもそれはあくまでも避難所なので、そこへ行くまでに80歳、90歳の古老の人に、歩きなさいというような問答だと思います。ですから、そういう部分でシンボルタワー、シンボルモニュメントというんですか、あそこを向いて逃げなさいというような思いで、私はいつも常喜院のほうを向いて指を指すんですよ。綱不知はすり鉢状の状態なので、ですからなるべく高台へと、こういうような思いを町内会でも言うております。

そこで、機会をつくっていただいて、自治連も含めていろんな部分で、町長も3役も何度となくお会いしていると思っておりますけれども、地域の要望という部分も先般もある会議で述べられておりましたけれども、やはり地区の悲願とする、3町、4町が連合で何度となく白浜町に要望、切望をしておるペーパーがあります。その中で、もうちょっと前へ向いて一歩でも希望の持てる地域づくり、社会づくりをいただければと、このように思うんですけれども、いかがですか。

○議長 長  
番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

正木議員から住民に対するセーフティネットの構築及び住民説明会についてご質問をいただきました。

議員のご質問は、いわゆる安全網、安心・安全の提供上、綱、港、御舟地区の集会所を兼ねる避難所建設に関することだと理解していますが、町は、現在も津波避難困難地域解消対策事業を継続中です。

令和元年第2回定例会の同様の一般質問に対しましては、避難所と集会所を兼務する施設の新設は、綱不知地区の地震・津波災害の避難所として、白浜第1小学校体育館、白浜中学校体育館を指定しています。避難所の新設は必要性があると認識していますが、町全体の津波避難困難地域解消事業終了後の事後の対策として検討したい事項と捉えていますと、答弁をいたしました。

このハード事業の計画は、白浜町津波避難計画が基となっていますが、該当する町内会とワークショップ等による事前協議により、東白浜地区は、高台地域やホテル川久様、福菱様等、多数の民間業者のご協力を得まして、一時避難場所として既存施設を活用し、さらに避

難路の選定や避難訓練等のソフト対策を講じることで避難できるとなっています。この経緯は、議員もご承知かと思います。

しかしながら、改めて増加している高齢者等の避難要支援者まで考慮しますと、避難所というだけの考えでなく、一時避難場所施設の建設も検討すべきかとも考えます。

課題としては、避難距離を短縮するための一時避難場所施設なので、住家が密集している津波浸水域内への建設になること、滞在を目的とした施設ではないこと、事業に活用している緊急防災・減災事業債制度につきましては、現在のところ今年度末で終了予定ですので、新たな補助制度の調査・研究が必要なこと等です。高台地域への集会所兼避難所の建設となると、他の町内会や区と同様に、地元町内会等に一部経費をご負担いただく可能性もあります。

先股、白浜連合町内会の総会の中で、綱、港、御舟の3つの町内会の合同要望として、議員が質問されている内容と同じ要望をいただいております。

今後も、この3つの町内会の役員の方々と連携し、協議を重ねていき、そして住民の方々にも説明できる機会をつくっていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

今、町長から説明していただきました。ありがとうございます。けれども、やはり不安でいっぱい生活しているのが実態でございます。町長がいつも言うように、住民とのタウンミーティングというような問いを、私はいずれまた機会があれば地域の住民の中でミーティングしていただければありがたいと、このように思っております。

そして、防災に関して最後の質問ですけれども、難聴地域も含めて、無線で防災放送がかかってもハウリングして、輪唱して追いかけてくるような感じで、防災室長に何度となく東白浜へ来ていただいて、確認をいたしたところでございます。その中で、今まさに高齢者も含めて、子機というんですか防災無線、アンテナ、そういうのは設置が進んでおると思いますが、白浜町全体でどのぐらいの個数がある、設置数というんですか、設置済というんですか、そこらがあれば教えていただきたい。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

正木議員から戸別受信機の設置状況についてご質問をいただきました。

現在、デジタルの戸別受信機貸与の申請をいただいている件数は、11月末時点で2,647件となっています。そのうち11月末現在、設置件数は1,054件で約40%です。

設置地域につきましては、現在、10班体制で、戸別受信機の設置件数の少ない白浜地域から設置を始め、11月からは日置川地域に設置し始めたところです。

現在、請負業者と早期に戸別受信機の設置ができるように協議していますので、これからも一日でも早く設置できるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

○5 番

ただいま二千数百の件数の中で40%の執行率と、こういうように今総務課長からありました。すぐ言うてすぐなるものじゃないというのは分かっておりますけれども、なるべく難聴地域、聞き取りにくい地域も含めて速やかに設置をしていただきたいと思います。

防災はもう1つあります。

先般、富田川衛生組合の会議に出席のため、私は駅前から五月ヶ丘、そして白鷺橋を渡っていたときに、左右を見ました。河床、富田川河川をずっと見ていたら、おお、きれいになってきているなどと思って富田川衛生施設組合の会議に臨んだところでございます。

その中で、何十年に一度の大雨というんですか、全国各地が氾濫しております。近年地球規模的に、また日本においても各地一級河川の決壊、氾濫、そして大規模被害が発生しております。富田川も日置川もやはり強靱化が必要だと思います。その中で私が思ったのは、長年の堆積というんですか、それがやはり洪水を発生しているのかと。というのは以前溝口議員がおっしゃられましたけど、川底、河床を浚渫、取ることによって人的な被害の部分は少ないだろうというような発言もございましたけれども、上のほうを見たら、相当長年の堆積の中で流域の人たちが苦勞されているなど思いました。そこで会議が終わって、帰りも富田橋が交通整理で混んでいたのも郵便橋のほうへ回りました。そしたらそこもやはり上富田地域も含めて、保呂、生馬のほうを見ても、きれいになったところと、やはりまだ浚渫せんとかかんなど感じたところでございますけれども、今後の富田川、日置川も含めてですけれども、富田川においても今後の取り組みというか、河口までの浚渫、河床の整備、堰堤の整備はいかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

正木議員から富田川及び日置川における整備事業についてご質問をいただきました。

富田川及び日置川地域につきましては、過去から幾度となく洪水被害に見舞われ、特に平成23年台風12号の紀伊半島大水害によりまして、両河川流域の各地区において家屋の浸水や道路及び農地が冠水等、甚大な被害を受けました。

このようなことから、富田川、日置川については、平成29年、30年に策定されております河川整備計画に基づき、河道掘削や護岸整備、樹木の伐採等、県事業として現在も取り組んでいただいております。

特に、防災・減災、国土強靱化のための3力年緊急対策によりまして、予算が別枠で確保されたことにより、河川整備計画で予定している河道掘削は著しく進捗しましたが、その予算も今年度で終了するということから、国へ和歌山県河川協会を通じ、防災・減災、国土強靱化のための3力年緊急対策終了後も、これまで以上に、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に推進するため、老朽化対策等を含む内容の充実を図り、5力年計画を立案して必要な予算や財源を安定的に別枠で確保していただくよう、要望をいただいております。

町といたしましても、富田川及び日置川の整備が早期に一定の効果を発現し、沿川の方々に安心していただけるよう、協議会並びに関係者の皆様の協力を得ながら、国県とも連携し取り組んでまいります。議員各位におかれましてもご協力を賜りますようお願い申

上げます。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

時間も迫ってきていますけども、私の母親の里が内ノ川です。その中で、明治の大水害のことを、牛が何頭と流されたと、生前、私は何度となく聞いております。そういう中で、内ノ川の瀬田にしても庄川にしても、あそこらは出てくる支流がどうしてもそこに堆積場ができてきて、逆流したりとか、はけないとか、そういうようなことが原因であると思えますけれども、今後、河口というんですか、支川の瀬田にしても庄川にしても、そこにどーんと当たってくるのをきちっと整備して、本流へスムーズに流れるようなそういう流れをつくっていかねばならないと思っていますので、ひとつよろしく取り組んでいただきたい。

それで、防災は終わります。

○議 長

以上で、防災対策についての質問を終わります。

次に、観光振興についての質問を許可します。

5番 正木君（登壇）

○5 番

このコロナ禍の中で各地のお祭りも縮小の中、粛々と執り行われておりますけれども、我が白浜町においても、夏の変則の海開きと先般のサプライズ花火の意図、背景はいかがですか。

○議 長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま正木議員より海水浴場の開設と、南紀白浜サプライズ花火の意図及び背景についてご質問をいただきました。

まず、海水浴場の開設につきましては、白浜町といたしまして、今年の夏は海水浴場の開設を控えることが望ましいと考えましたが、経済団体から、このままでは、白浜町の経済が立ちいかないので、海水浴場を開設してほしいとの強い要望がありました。その後、慎重に協議を重ねた結果、町民の方々の安全を守ることは当然のことであるが、これ以上経済活動の落ち込みを招いてしまうと、町民の方々の生活が立ちいかなくなる懸念があることから、町の経済活動の再開と、新型コロナウイルス感染防止対策の両面から対処をすることとし、海水浴場の開設に当たっては、町独自のガイドラインを策定し、経済団体から感染防止対策の周知徹底を図ることを確認し、7月23日から8月31日までの40日間開設することといたしました。

次に、今回の南紀白浜サプライズ花火につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束を願って有志の方々が企画され、実行委員会形式で開催したもので、従来の花火大会とは趣旨が異なり、あくまでサプライズでありまして、集客を目的とするものでないため、事前の告知は行いませんでした。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

先般の所信の中でも述べられておりましたけれども、これは僕にとっては何もサプライズじゃないと。今のスマホの時代の中で、SNSで相当電波が飛んで、その証拠に地元の間人は知らないのに、よそから花火があると聞いてびっくりしました。そして地元の消防団も要請がかかっていない、これはどういうことなのだと町内会へ言うたんですよ。実は、町内会長止めで文書が止まっていますと。これってどういうことかと。やはり、浜に隣接するところだけ周知して、それって、私から言うたらサプライズじゃないよ、意図していると。その中で、施設、ホテルが事前に予約を取って営業している。駐車場も営業している。

町長、やはり万民にとってリーダーは公正でなければならない。偏った行政をしたら、皆さんからいろんなことを言われます。言われて何ぼかもしれませんけども、やるのだったら本当にきちっとサプライズをする。というのは、お金を出してくれたらやってくれるのかとか、そういう強硬な人も私にありました。ここへ5,000万円を積むからやってくれよと、これはルールも何もないような状態になっていますので、金があるから実行委員会をつくってしましようかと、これは本当の行政も含めた中でのお客さんに対してのサービスじゃないですよ。そこらをもっときちっと肝に銘じて、音頭を取っていただきたい、そこらをもう一度、町長どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今回のサプライズ花火につきましては、初めてのことでございましたし、当然有志の方々からの要望といたしますか提案がございまして実現したものでございます。今議員がおっしゃるように、町といたしましても賛否両論あるテーマでございましたので、当然、町の中でも庁内会議で何回も検討しまして、開催につきましては是非を協議したところでございます。最終的にはやはりサプライズという形で私どもは受け止めておりますけれども、一部の方々から、どういったお話が伝わって町内外の方々に知れ渡ったかということは私のほうでは分かりません。いずれにしましても、今回の課題は出ましたので、これからそれを教訓にしまして、次回に向けて、今後いろいろな課題を解決するために、サプライズ花火に限らず、できるだけ公平に、また公正に町政運営をしていきたいと思っております。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

続いて、観光資源の1つにおいて、今、仁坂和歌山県知事も初めてですけども、和歌山県の丸正百貨店跡にDASH和歌山なるものが、国、県の指導の下運営されております。これは、公営ギャンブルを、以前も新宮から橋本までの何十か町村が和歌山紀三井寺競馬で皆が出資してやっていた部分で、和歌山は競馬を廃止して医大を持ってきたと。そこへもってきて、DASH和歌山というオッズセンターです。今はリモートでできる時代です。そういう部分で、やはり私は1つの観光振興として、今までオートレースでもボートでも、競輪でも、馬でも、自治体が主体となって地方競馬が繁栄してきた経緯がございまして。その中でこういうDASH和歌山は、和歌山県にとっても現実に稼働しておりますけれども、町長、そこら

を含めて白浜にそういう可能性はありますか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

議員よりオッズセンターの誘致等について、ご質問をいただきました。

オッズセンターについて調べましたところ、和歌山市にDASH和歌山という施設がございました。園田、姫路等の地方競馬とJRA中央競馬を取り扱う場外発売所で、入会金・年会費無料で利用でき、レース情報、映像、予想情報等が楽しめるとのことでもあります。また、プライベート空間にいるような居心地を堪能できる有料席も整っており、快適に公営の競馬を楽しんでいただけるような施設になっているとのことでございます。

新たな施設の整備や観光資源創出の取り組みは今後も必要だと考えております。私は、白浜町は、全国のどの観光地にも負けない資源、資質を有していると思います。それらをクローズアップさせるためには、白浜町の特性や魅力をより引き出せるように、創意工夫して、幅広い年齢層に対応した観光地づくり、環境づくりに取り組まなければならないと思います。番所山公園や三段壁の遊歩道の整備、IT関連企業の誘致はまさしくその成功例と申し上げても過言ではありません。

そうした面におきましては、新たな施設の整備や誘致は、南紀白浜の魅力アップのための方策として大きな意味を持つところでございます。

しかしながら、提案のごございましたオッズセンターの誘致につきましては、現在のところ考えておりません。まずは、今ある多種多様な観光素材や資源をさらに磨き上げ、町の魅力を感じ取ることができる素材の充実、情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

この22日に元大臣が来阪されますので、女性の現職の議員ですけれども、その方が白浜を見てすごいなど。アドベンチャーワールドのほうへ案内させていただくんですけれども、コロナ禍の中で各事業者が、大型施設の方々もホテルもサービス産業も、頑張っておられます。その中で秩序ある運営というんですか、我々にとっては、いつときでもコロナになったらたちどころに白浜はアウトと、こういうような格好になるので、町長、そこらも含めて、どうぞお体ご自愛していただいて、奮闘していただきたいと思います。

終わります。

○議 長

観光振興についての質問を終わります。

以上をもって、正木君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 10 時 58 分 再開 11 時 08 分）

○議 長

再開します。

通告順 7番、6番 南君の一般質問を許可します。

南君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は30分でございます。質問事項は、幼保



一元化の今後の取り組みであります。

幼保一元化の今後の取り組みの質問を許可します。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

マスクを取らせていただきます。

以前、議決の意義を記した公文書がありました。議員は異論があっても議決したことに従え。議決した重みを議員自身をもっと自覚してほしいという内容でございました。その後、議会で、中地区で町に払い下げられた国有地を住民の方に払い下げるに当たり、その価格を全会一致で決めたのに、その後、町が価格を変え、再度議決するに当たり、議員から、それはおかしい、それこそ町は議決の重みをもっと考えるべきだという意見も出されました。当然のことです。

そして、今回、湯崎保育園の移転新築工事の件です。議会で少し異論もありましたが、地元湯崎町内会や保護者の皆様の熱意もあって、議決されました。しかし、それが白紙撤回され、また一からの出直しです。公文書にあった議決の重みを町自身がどう考えているのか、責任ある反省を求めたいと思います。

それでは、旧なぎさホーム跡地への保育園移転新築工事が白紙に戻ったことで、幼保一元化の今後の取り組みという質問に入らせていただきます。

少子化が進み、一時は町立の保育園と町立の幼稚園の園児争奪戦というか、お互い入園の誘いがあったことも過去に聞いております。そんな意味もあつたかどうか分かりませんが、平成9年、白浜保育園と白浜第一幼稚園が統合し、運営開始をして、平成13年には白浜幼児園園舎が完成しております。平成16年には白浜幼児園は特区認定され、幼保一元化の先進地として多くの地方自治体から視察に来られています。視察用の説明資料によりますと、平成9年の旧白浜町の広報4月号の経過報告で、幼稚園、保育園の今後の方向として、幼保一元化、仮称ですが、〇〇幼稚園の開設、白浜地域は第一幼稚園と白浜保育園の一元化、富田は富田幼稚園と〇〇保育園の一元化とあります。富田の〇〇というのは恐らくしらとりと椿の保育園のことだと思います。観光地の白浜、農村部の富田、それぞれ一元化で幼稚園を1園ずつとあります。

白浜町は幼保一元化の先進地でございます。園児減少の中、湯崎保育園単独の移転新築を進めようとしていますが、白浜地域の一元化は遠のくのか、お答え願いたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま南議員より幼保一元化の取り組みについてご質問をいただきました。

旧白浜町では、昭和50年代後半から児童数の減少と共働き家庭の増大が顕著になり、それまでは4歳までは保育園、5歳になれば幼稚園というすみ分けがございましたが、昭和59年度より、保育園でも5歳児の受入れを開始したことから、幼稚園児が激減し、その運営に支障が見られるようになってまいりました。このため、集団生活の場を通じて自立心や社会性の基礎、基本的な生活習慣を身につけるために、幼保の一元化が必要であるとの住民ニ

一ズにより取り組みが行われてきたと伺っているところであります。

町では、平成9年に白浜保育園と同地域にある白浜第一幼稚園を一元化し、白浜幼児園としてスタートさせ、保育士や幼稚園教諭、園児の交流などを行いながら、平成13年に現在の白浜幼児園園舎を完成し、平成16年には幼児園特区として国の構造改革特区の認定をいただいたものでございます。

また、平成24年度には、富田地域においてしらとり保育園と同地域の富田幼稚園を、富田幼児園として一元化し、幼稚園児と保育園児の合同活動の場としての整備を進めてきたところでございます。

幼保一元化は、園児数が激減した幼稚園を近隣の保育園と合同活動をすることで、基本的な生活習慣を身につけることを目的としたものでございます。一方で、湯崎保育園、日置保育園はそれぞれ地域の保育の場として現在まで利用されてきた園であり、全ての保育園を幼稚園と合同利用するものではなく、幼保一元化が遠のくものではないと思っておりますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ただいまの答弁では椿保育園のことが述べられておりませんが、この椿地区の園児はしらとり保育園に行つて、椿保育園が休園になっていると思います。

確認ですが、旧白浜町での町立保育園は湯崎保育園だけが少子化の折でも単独で残すか確認したいと思います。どうですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

湯崎保育園に関しましては、地域の保育園として運用している保育園でありまして、園児数も現在45名、今後も白浜台でありますとか、きよら団地でありますとか、新しい住民の転入が見込まれております。園児数もそう減少するものではないと考えておりますので、新築は必要なものと考えます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

関連して後で質問したいと思います。

次に移ります。昭和58年に22人の園児がいた白浜第二幼稚園は、湯崎のことなんですけども、昭和59年より休園しています。22人いたのがゼロになっています。第一幼稚園に行ったり湯崎保育園に年長組で残ったりしていると思いますが、ずっと第二保育園は休園したままなのか、あるいはまた廃園になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

昭和50年代の後半より、児童数の減少と共働き家庭の増大があり、当時4歳までは保育園、5歳になれば幼稚園という幼保のすみ分けを行っておりましたが、保護者の要望もあつ

て、昭和59年度より保育園で5歳児の受入れを開始、それに伴い、幼稚園児数が激減し、白浜第二幼稚園は同年より休園することになりました。

それで、白浜第一幼稚園と富田幼稚園の2園を存続することとなったものです。

白浜第二幼稚園へ通われる予定であった園児につきましては、主に湯崎保育園のほうへ通われたとお聞きしております。

その後、廃園の年月日は確認できませんでしたが、平成3年、白浜第二小学校の体育館が白浜第二幼稚園の跡地に建てられております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

白浜幼児園の保育園児は今103人、幼稚園児は5人と聞いています。その保育園の定員は150人、幼稚園定員は40人、単純計算では、湯崎保育園は今45人とおっしゃっていましたが、単純計算では入園可能だと思います。また、平成30年の児童福祉審議会で湯崎保育園について現状と移転について説明とありますけども、白浜幼児園への統合の話が出なかったのか、答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

保育園におきましては、園児の年齢ごとに面積基準があり、園児1人当たりの必要な面積が定められ、併せて園児数に対しての保育士の配置数も定められております。そうしたことを勘案しますと、現状の白浜幼児園の保育室の面積では対応できず、また、増築もできません。

平成30年12月17日開催の平成30年度第1回白浜町児童福祉審議会で、その他事項として、湯崎保育園について現状と園舎移転について方向性を説明しています。

検討案として、1、耐震補強改修を行う、2、湯崎保育園の建て替えを行う、3、白浜幼児園に統合する、4、湯崎保育園、白浜幼児園を統合し、別の所へ移設するの4案を検討したことを報告し、その結果、湯崎保育園を湯崎地内にて建て替える方向で進めることになったことを説明申し上げました。

委員からは、早急に建て替えを進めてほしいとのことでもございました。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

そしたら白浜幼児園のほうに増築できない、この理由をちょっと教えてもらいたいんですけど。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

白浜幼児園は鉄筋コンクリート造りでございます。増築となりますと、同じ構造の構造物で建築しなければなりません。となりますと、今度は白浜幼児園の構造は前が園庭のほうが入り口になっていまして、増設しようと思えば、白浜第一小学校の校庭のほうに建つ

ことになります。ただ白浜第一小学校のグラウンドにつきましては、津波浸水地域となっておりますので、建築はできないと判断したと聞いております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

これは直接職員室から見ないとだめとか、特区なので、今のご時世、防犯カメラで新しく建ったところと職員室を結ぶとか、いろんなやり方があると思います。そういうことで特区なので、あるいはまたあそこにも幼稚園の所にも小高い丘というか運動場の一角にあるんですけども、そこのところへ建てられるとか、そこだったらあその2階のほうから渡り廊下みたいなので行けんこともないと思うんですけども、その点はどうですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

幼稚園という幼稚園と保育園を併設した施設である関係上、職員室から離れた所へ園舎を建築するというのは好ましくないというふうに判断したと聞いております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

先ほどの話なんですけども、そこが津波浸水地域というか、園舎のところはそういう地域であるということで、移転をいずれはしていかなければならないとか、それもできるだけ急いでとか、そういうお考えはあるんですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

白浜第一小学校のグラウンド及び白浜幼稚園につきましては、津波浸水30センチのところというふうに、南海トラフ巨大地震の津波ハザードマップではなっております。将来的には移転、建築というところを考えていかなければならないとは考えますが、今、早急に事業にかかるといふような検討は、今のところはしてございません。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

昨年度の決算資料というか、今年の3月31日までということですけども、それによりますと、保育園の保育料の単純平均は月額1万6,090円、幼稚園は月額5,500円となっておりますが、現状は変わっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

また、保育園の保育料の最高額の変遷はどうなっていますか。例えば昔は月額5万円とか6万円とかという時代もあったと思うんですけども、その点はどうですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

行政視察資料を参考に保育料について質問されているとは思いますが、保育料につ

きましては、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化制度が始まり、3から5歳の園児は保育料無償となっております。ゼロから2歳の園児の保育料は、町民税非課税世帯は無償となりますが、町民税課税世帯については所得割に応じて9段階に分かれています。保育料の最高額については、所得割額39万7,000円以上で、月額8万円となりますが、たとえその階層であっても、国の制度、同時に3人でありませうとか、小学生以下3人とか、県の制度、紀州っ子いっぱいサポート事業、第2子所得制限あり、第3子無償もありまして、それらが適用される場合もあり、減免される場合もあります。

現在、保育料がかかっている園児の平均保育料は約2万5,000円でございます。階層で言えば9段階中2から3段階が多い状態となっております。実際今年度は8万円の段階でも国の制度で半額となっております。

変遷につきましては、平成27年からほぼ変わっていないというふうには聞いております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

そうしましたら最高8万円で、国のほうで半額というふうなことになっているんですけど、白浜で言うたら最高は4万円で頭打ちというんですか、例えば白浜町はそれを3万円にするとかそういう考えはないわけですね。もう4万円をそのままということですね。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

保育園の園児募集は町立も私立も町が窓口となって行っていて、保育料も統一されています。今、私立保育園も園児受入れについて、来年以降余裕があると聞いております。湯崎保育園も半数近くが西富田方面からの通園だと聞いております。湯崎保育園の老朽化で今後のあり方を検討した際、白浜幼児園と私立保育園で分散して受けることの話合いの場を持ったことがあるのかどうか、聞かせていただきたいと思ひます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員ご指摘のとおり、園児募集の際、保護者の希望を聞いて、できるだけ希望に沿うよう受入先を決めておりますので、白浜幼児園と民間保育園で分散して受け入れる話はしていません。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

今まではどうか知りませんが、来年、再来年、もっと先には本当に園児が少なくなっていくのは目に見えているというか明らかです。それを新たにまた分散とかそういう話合い

もせずに受入れというか、私立の保育園なり白浜幼稚園に対しての話し合いもしてないというのは、ちょっとおかしいと思います。

次に行きます。今、湯崎保育園の移転先を消防本部の隣接地と想定しておりますが、ただ、その土地が町有地で高台であるからの移転では困ると思います。将来的には、白浜幼稚園や私立保育園等の統合を含めた公設民営化というんですか、そういうことを想定しているのですか。また、湯崎の人の意見だけでなく、西富田方面からの通園者もいるので、私立保育園や白浜幼稚園の関係者も含め、意見を聞いてから対策を立てるべきだと思います。その点はどうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今回の建設予定地の変更に関しましては、町有地であることや、大規模災害への備え、送迎アクセスといったことを考慮し、消防本部に隣接する町有地を新たな建設予定地としたものでございます。白浜幼稚園に関しましては、津波浸水区域内に一部含まれておりますので、将来的には消防に隣接する建設予定地にさらに造成工事を行うことで集約を図ることも可能であると考えております。

また、そうした取り組みが具体的にになった際には、関係する保護者や地域の皆様のご意見を伺うことは必要かと思っております。

議員からございました西富田エリアにわたる広範囲への統合に関しましても、現在のところは考えておりませんが、民営化に関しましても、各保育園を将来的に集約していく中で、当然議論が進んでいくようであれば、進めていくことも重要であると、必要であるというふうに考えております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

全員協議会の資料によりますと、今回の見直しに当たっても、地震の備えとともに、地域外、特に西富田方面からの通園送迎がスムーズに行えること、将来的な白浜地域における子育て支援拠点として建設地を消防本部隣にとあります。

いずれ白浜幼稚園は高台移転の可能性は大きいと思います。先ほどの町長の答弁は、集約の取り組みが具体的にになった際には関係する保護者や地域の皆様のご意見を伺うことも思っているとのことですが、少子化の折、先ほども申しましたように、将来的なことも考え、私立保育園関係者や白浜幼稚園関係の意見も伺った上での湯崎保育園建設の話を進めていただきたいと思いますが、そのような考えはございませんか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

当然、この湯崎保育園に限らず全体の白浜町のこれからの人口減少、あるいは少子化におきまして、どのような具体的な整備が必要なのか、これにつきましては当然地域住民の方々やあるいは地元の方々、特に園児の保護者の皆さん等も含めて考えていかなければならないというふうに大きな課題だと認識しております。

○議 長  
6番 南君（登壇）

○6 番

消防本部が旧空港の跡に移っております。湯崎保育園も移ろうとしております。旧空港跡地の町有地や隣接する平草原公園の総合的な計画を持った上での保育園移転なのか、お聞きしたいと思います。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員からございました旧空港周辺の計画的な活用方法に関しましては、以前より他の議員の皆様からもご質問をいただくなど、長年の課題の一つであると認識しております。

今回の湯崎保育園の移転に関しましては、具体的な空港周辺での整備計画などに基づくものではございませんが、将来的に白浜地域における保育の場、また、集約することもできる場として消防本部に隣接する町有地を建設予定地として選定したものでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長  
6番 南君（登壇）

○6 番

あその場所は、何年前だったかIT関係の土地を探しているということで、その候補地の1つにも上がったことがございます。そのとき私も平草原公園、あるいはまた旧空港全体の総合的なことを考えて土地の売却のことを考えてほしいという意見を述べたことを思い出しました。

あそこは旧空港ですので1, 200メートルの滑走路もございます。滑走路ですので、かなりセメントの厚さがあって撤去するのが困難だとか、そういう負の考え方もありますけども、私はああいう空港の跡地に1, 200メートルの直線のあるところが残されているというのは、全国的に見てもそんなにないと思います。あれは立派な白浜の財産でございます。夏の花火の駐車場、あるいは夏の海水浴のお客さんの駐車場に使ったり、イベントに使ったり、あるいはまた、トライアスロンなんかも使っていますし、いろんな使い方があると思います。また、ソーラーカーの試験運転というんですか、そういうことをしているのもときどき見受けられます。

私はそこも含めて、もっと総合的にあの計画を町がどういうふう考えているのか、その上での保育園、あるいはまたほかの計画を立てるべきだと思いますが、もう一度総合的な計画を立てるべきだと思いますが、その点はどうですか。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

南議員のおっしゃるご意見に関しましては、私もそのとおりだと思っております。当然、旧空港、これは現空港もそうですけれども、空港周辺の利活用につきましては、やはりつけ焼刃といいますか、将来的にどう旧空港跡地周辺を利活用していくのかということも視野に入れた中で、総合計画を立てていくべきだと思っております。グランド計画が、グランドデ

デザインがまだできてないという中で、これは本当に申し訳なく思っておりますけれども、やはり町といたしましても、町民の皆様方、あるいは議会の皆様方のご意見も取り入れながら、これから町として、現空港、そしてまた旧空港周辺、平草原公園も含めたこれからグランドデザインを描いていきたいと思っております。その一環に湯崎保育園の園舎の建設も含まれるというふうに持っていきたいと思っております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

以上をもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

幼保一元化の今後の取組の質問は終わりました。

以上をもって、南君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 11時38分 再開 12時57分）

○議 長

再開します。

先に午前中の正木議員の一般質問で、当局側の答弁漏れがございましたので、そのことについて報告がございます。

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

先ほどの、正木議員からのご質問での町内の太陽光発電の施設数についての答弁漏れにつきまして、ご答弁させていただきます。

太陽光発電の事業計画認定情報につきましては、経済産業省資源エネルギー庁が公表をしておるところでございます。それによりますと、認定を受けて稼働前のものも含めて、本年8月末現在の数字でございますが、50キロワット以下が130か所、こちらは家庭用のものを除いた数字でございます。50キロワット以上が12か所、全部で142か所となっております。ちなみに1メガワット以上のものは、このうち4か所ございます。

以上でございます。

○議 長

通告順 8番、14番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。質問事項は、1つとして、中学校の適正規模と少子化について、2つとして、経済対策と課題についてであります。

初めに、中学校の適正規模と少子化についての質問を許可します。

14番 水上君（登壇）

○14 番

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。マスクを外させていただきます。

最初に、中学校の適正規模と少子化についてお尋ねします。

ここ数年の白浜町や周辺地域の中学校での進学率と、重ねて伺いますが、今年度の県学校



基本調査が公表されましたので、県下の小学校の児童数は4万4,501名で前年と比べて937名減で39年連続減だそうです。中学校の生徒数は2万3,633名で176名減、これも11年連続減で、高校の生徒数は2万4,240名で1,284名の減、これも10年連続減であります。この数字から見ても、少子化が進んでいることが伺えますが、白浜町の小中学校の適正規模や今後の見通しはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

水上議員より、当町の中学校の進学率についてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

直近の令和元年度では、中学校の卒業生が134名で、うち133名は高等学校に進学し、1名が就職しています。進学率に換算しますと、99.3%となります。

次に、白浜町の小中学校の適正規模と今後の見通しについてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

小学校9校で、59学級あり、平均しますと、1校当たり6.5学級となります。中学校は4校で25学級あり、平均しますと、1校当たり6.2学級となります。

小中学校の適正規模につきましては、文部科学省から公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きが示されており、その中で、「法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校共に12学級以上18学級以下とされていますが、この標準は『特別の事情があるときはこの限りでない』という弾力的なものとなっていることに注意が必要です」と明記されています。

白浜町教育委員会では、平成23年に規模等を定めており、小学校では、6学級以上12学級以下、中学校では、6学級以上18学級以下としています。

現在、学級数の規模を満たしている学校は、小学校では、白浜第一小学校の通常学級が7学級、特別支援学級が2学級、西富田小学校の通常学級が12学級、特別支援学級が3学級、北富田小学校の通常学級が6学級で、特別支援学級が1学級、中学校では、白浜中学校の通常学級が6学級、特別支援学級が3学級、富田中学校の通常学級が9学級、特別支援学級が2学級となっており、13校のうち5校が町教育委員会の定める規模を満たしてございます。

次に、今後の見通しについてお答えいたします。

児童生徒数は、令和2年5月1日現在で、小学校で859名、中学校で440名の計1,299名となっています。6年先の予定では、小学校は702名で、157名の約18%減、中学校は395名で、45名の約10%減と見込んでいます。

全体的に児童生徒数は減少し、将来的には、現在規模を満たしている学校におきましても、少人数学級化や複式の学級が生じることも考えられますが、規模に満たない学校につきましては、少人数学級化や少人数指導等弾力的に教職員の確保に努め、指導方法や工夫改善を行い、教育環境の充実を図ってまいります。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

2019年に県内中学校の卒業生は8,607名で、現在1学年4学級以下の高校が10校あって、全体の3分の1に当たるそうです。県教育委員会は令和元年10月から、これからの県立高校の在り方について、高校が地域と共に持続可能な存在であるために、きのくに教育審議会に諮問し、今年8月に審議会から県に答申が出ていましたが、県全体や個別の懇談会もあったと聞きますが、田辺周辺市町ではどのような様子であったのか、開催の様子をお尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

和歌山県教育委員会が開催した県立高等学校の今後の在り方についての地方懇談会についてご質問をいただきましたので分かる範囲でお答えさせていただきます。

まず、この懇談会は、令和2年9月27日から10月12日までの期間で、県下5会場で開催され、紀南エリア、西牟婁地域では、令和2年10月8日に紀南文化会館で開催されております。

新型コロナウイルスの感染状況によりまして、1会場に100名程度の制限がございまして、一般の方はそのうち30名の制限がございました。事前に申込みが必要となっていたところがございます。確認いたしましたところ、当日の参加者は、55名であったとお聞きしております。

その内容につきましては、詳細に県のホームページに掲載されていますので、ご確認いただきたいと思いますが、簡単にですが、出された意見等を紹介させていただきます。

まず今後の進め方についてのご意見では、「柔軟な姿勢で意見を聞いてほしい」などほか4件ございます。次に、教育音内容、学校の状況についての意見の欄では、「それぞれの事情や状況の異なる生徒に応じた教育システムが欲しい」、そのほか6件のご意見がございました。

次に、地域の状況等についてのご意見の欄では、「今回、地域の学校がなくなると困るという思いで参加したが、話は単純でないことが分かった」、そのほか3件のご意見が出されてございました。

これに対しまして、和歌山県教育委員会のほうは、次のように回答されてございます。

「これまでの高校の在り方については、幾つかの課題も指摘されておりました。今後の高校再編により、目的を持って学ぶこと、各校の成果や持っている強みを生かすことなどを積極的に考えていきたいと思っております。特に農業については、重みのある答申となっていることを踏まえ、今後、さらなる専門性の向上等を進めてまいります。また、高校生活が途中でうまくいかなかった生徒のチャレンジを支えられるような仕組みも考えていきたいと思っております。今回、各地方の懇談会において、個に応じた教育への関心が非常に高いことを肌で感じています。特別支援学校のこれまでの取り組みを踏まえ、小中学校や各地の教育委員会とも相談を重ね、それぞれの子どもにとって一番よい教育を、できるところから行っていきたいと考えています。1学年6学級については、県立学校長のヒアリングでも、現実的で望ましい学級数だという意見をもらっています。30人学級については、よい方法だと思っておりますが、優秀な人材の確保と財政措置が必要となるため、難しい面があります。諮問の時期には40人学級を前提としておりましたが、国の動向なども見ながら柔軟に対応していきたいと思っております。質の高い教育を行うためには、教員に高い専門性や能力が必要であるため、現

在、教員の指導力等の向上に特に取り組んでいるところです。好事例も参考にしながら、和歌山県の教育が、生徒の夢や希望を育てられるよう、引き続き取り組んでまいります」と回答されてございます。

また、「地方別懇談会終了後にご意見がある場合におきましては、各県立学校でもお伺いしています」というふうにホームページに記載されてございます。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

この懇談会の中で出された意見の中に課題が見受けられます。県の教育委員会もそのように捉えているようで、支援学級、学校の取り組みから各小中学校教育委員会とも相談を重ねるとし、また、先だつての8日の県議会でも地域の理解を大切に進めると答弁しております。

子どもたちにとっての再編がよりよきものになるように、課題解決に今後の進捗を見守りたいと思います。

次に、少子化が起因していることではありますが、この紀南では、進学高校の選択肢が少なく、審議会の答申では、今後の適正規模を1学年6学級とするとしていますが、今後その維持が難しくなり、高校や地域の活力や多様性が低下するとして、県立全日制高校を今後15年で現在の29校からおおよそ3分の2の20校に再編すると、提言しています。そうになると、高校間の学級の移行も考えられて、県教育委員会は再編により1つの高校に一定規模の生徒数を確保するとも言っているのですが、例えば再編で学級が移行されると、その学校自体、生徒数が減り、高校の小規模化が進むのではないかと地域では心配の声があります。

今後、この審議会の答申のまま進められることはないか危惧しますが、白浜町は町内に高校がないので、自転車やバス、電車通学をする子が多い。小一時間かかって通学しています。昔から交通量の多いときや夜間、駅前や旧有料道路を自転車で通学する子どもたちを見て、町に高校や大学が欲しいと話したのは夢のまた夢。今後、学級の統合などで学校が遠くなることや、今もありますが、下宿して通う子ももっと増えるでしょう。

紀南の交通の便が悪いこと、バスの廃止路線もここ数年で増えています。このような地域の事情があることなどを、教育委員会にご父兄や地域などの意見としても集約できているのか。また、この紀南が取り残されないように周辺市町と情報交換し、県教育委員会にしっかりと提言していただきたいと思います。お考えを伺います。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

教育委員会にご父兄や地域などの意見を集約できているのかとのご質問でございます。お答えさせていただきます。

県立高等学校再編整備計画につきましては、和歌山県教育委員会が定めるものでございまして、意見の集約等は県教育委員会が行うものと考えてございます。

また、県立高等学校再編整備計画は、平成17年5月に発表され、平成22年3月には県立高等学校再編整備第2期（前期）実施プログラム、平成25年10月には、県立高等学校再編整備第2期（後期）実施プログラム、平成28年4月には、県立高等学校再編整備基本

方針が発表されてございます。その都度、県民の皆様幅広い意見を集約されてございまして、その際に町教育委員会が皆様の意見を集約するというも行っておりません。

今回につきましても、整備計画案、いわゆる再編整備実施プログラムであります。それを提示されて、県民の幅広い意見を集約するパブリックコメント等を実施されるものと考えてございます。その際には、県の広報でありましたり、ホームページで周知されることと存じますので、その際にご意見を提出いただければと存じます。

町教育委員会が町民の方々の意見を集約することはございませんが、町民の皆様から意見の提出先など、どこに意見を述べたらいいのかというようなお問い合わせがございましたら、丁寧にご紹介させていただきたいと思っております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

町の教育委員会では、意見集約は県教育委員会が行うものと考えていると答弁をいただきました。

しかし、県の教育委員会は、県立学校長を通じ、意見聴取を進める。小中学校の意見も高校を通じ集約したいという意向のようです。今回この質問をさせていただいたのは、町が県立高校の存続に積極的に関与できないのか。高校のことだからという解釈なのかと思うからです。整備は15年間でということですが、白浜町の児童生徒、今のゼロ歳児が行く道です。

それでは、質問を続けます。専門学科の在り方の見解も公表されていますが、この専門学校、また高校の統合については、県教育委員会が説明をされておりますが、この説明を受けたご父兄からは、専門分野統合の心配から、地域の学校の存続、閉校までを心配されています。40人学級を前提としているが、県はスポーツや進学の実績で地域外へ進学するケースもあるので、生徒数が減ることがあるから、再編により実績を伴う課題解決を図りたいと考えているようです。特化した教育を考えているように取れます。

私は多数の子育て世代の方々や地域の方にご意見を伺いました。まだ先のことと捉えている人が多い。また、何の情報もないと答える人もあります。その中の意見を要約すると、「高校の統合で学校がなくなるのは困る」「再編で学校が遠くなると心配である」「専門知識、技術校は特色を生かして残すか統合もよいと思う」また、「ICT構想を進める白浜町の場合は、インターネット高校の授業を受講できる環境が整えられると、全国レベルや世界レベルの授業が受けられる、コワーキングスペースの充実を図るとよい」、そして、もう1人あります。

「子どもの人数が少なくなっているのは統計上分かっているので、高校に入学できない子は大量に出るようなことにはならないだろうが、高校受験の競争は激化しそうで、塾に行ける子と行かない子の経済環境や地理的不利な子にとっては影響があるのではないか」。もう1人、「中学校卒業時点の学力で子どもの未来を限定してしまうように思う。国が大学すら職業専門学校にしたがっていることと高校再編はリンクしているように思える」などのご意見です。

県の宮崎教育長は、今後、再編整備に向けた実施プログラムを作成、実行していく上でいたみを伴うことから、厳しい意見をいただくこともあるかもしれないとした一方、この機を高校教育の質の向上と改革の好機と捉えたいと発言しています。

最後に、教育長と町長のお考えを伺います。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番外（教育長）

第6期きのくに教育審議会の答申を拝見しますと、今後15年の生徒減の中で、全ての子ども・地域のニーズを満たし、本県の教育を保障していく最適解は何か、高みをめざす生徒への的確な教育が十分でなく生徒の持てる力を発揮させることができているのではないかなど、不登校や障害等で支援を必要としている生徒への最適な教育に課題があったのではないかなどが審議され、答申されてございます。

今後は、和歌山県教育委員会が答申を受けて、基本計画や実施計画を策定されることと存じますが、先ほど、水上議員がお話しされたように、再編には多くの意見や不安もあり、生徒のみならず、地域社会にも大きく影響するものと考えられます。

このことは答申の中でもうたわれてございますが、計画等策定に当たっては、県民の意見を十分くみ取っていただき、素晴らしい将来像を示していただきたいと思います。

私も、今後、機会があるごとに、子どもたちが安心して高校に進学し、通学できるよう努めたいと存じます。

また、周辺の教育長とも連絡を密にして、よりよい高校再編となるよう協議を深めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

高校再編は和歌山県が計画されるものでございますが、先ほど豊田教育長が答弁されたように、第1には町民の児童生徒の進学や通学の確保が最も重要なことと考えますが、再編の在り方によっては、地域社会にも大きく影響するものと考えます。

児童生徒や町民の皆様が安心して、そして希望の抱ける再編となるよう、周辺首長とも連携して努めてまいりたいと存じます。

○議長

14番 水上君（登壇）

○14番

先ほど、町の教育委員会としての見解は、県教育委員会がまとめて集約していくものだというので、答弁いただいていたんですが、教育長と町長のお考えを聞いて安心しました。

昨年、2019年までに全国245市町村で公立高校が消滅しています。高校の統廃合によるコミュニティへの影響や人口流出が多い高校卒業期に、どのように人口動態に影響を及ぼしたのかについては、教育や地域政策を考える上で重要である。全国では国の政策に先んじて、島根県では、島根留学や高校魅力化などの政策により、地域づくりと高校改革の一体的な取り組みを推進しています。また、市町村では都道府県立高校を市町村立高校に移管するなど、地域の高校の存続に積極的に取り組み、関与している例もあるようで、高校存続に対する自治体の政策判断は若者が地域とのつながりを深め、将来的な人口維持につながるという意味で、高校存続の重要性を認識していることが背景にあります。

人口減少が大きな課題ではありますが、学生たちがスポーツや教科、偏差値などで選ぶ学校は、地域外にも選択肢にあるという今の時代、私たちの住む地域は少子化が課題ではあり

ますが、魅力ある高校再編で現在白浜に高校はありませんが、将来、この町の特性を生かした観光学科や情報通信技術を活用したICT学科などの高校新設で、よそからも生徒を呼び込める町に、さらに中高生が生き生きと学ぶ地域にならないかと思えます。

これで中学校適正規模と少子化について、質問を終わります。

○議 長

以上で、中学校の適正規模と少子化についての質問は終わりました。

次に、経済対策と課題についての質問を許可します。

14番 水上君（登壇）

○14 番

経済対策と課題についてお尋ねします。コロナ禍における町の経済に与える影響を町長はどう捉えているのか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

水上議員から経済対策と課題についてご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期今年の上半期は特に白浜町内の宿泊施設や大型観光施設が休園、休館となるなど、観光産業、地域経済が危機的な打撃を受けました。

白浜温泉旅館協同組合からの宿泊数の統計報告によりますと、宿泊者は、今年2月から徐々に減少し始め、対前年度比で見ますと、3月は33.8%、4月は8.9%、5月はかなり厳しい数字で3.3%まで落ち込みました。その後、9月は86.6%、10月は98.1%と、徐々に持ち直してきたものの、現在の状況を考えますと、今後もまだまだ予断を許さない状況に変わりはありません。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による町全体としての経済損失につきましては、白浜温泉旅館協同組合に加盟、営業しております23施設の1月から11月までの宿泊者数は、前年の95万245人に対し、今年は55万1,343人で、対前年度比58%となっております。このように、白浜温泉旅館協同組合の宿泊者数だけを見ましても、非常に大きな経済損失であったと認識しております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

町は緊急経済対策として事業継続推進補助金や事業継続支援などは早い段階で対応されてきました。国や町の支援枠に沿わない方もいらっしゃると思います。事業者以外の町民の経済対策についての課題と支援を今後どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

新型コロナウイルス感染症の影響による危機的状況を踏まえ、町としてもスピード感を持って次々と緊急経済対策を打ち出してまいりました。

4月の臨時議会に緊急経済対策第1弾としまして、プレミアム旅行クーポン券の販売や、

プレミアム商品券の販売、そのほか、中小企業等への金融支援対策、資金繰り支援対策等に組み込んでまいりました。5月の臨時議会には、緊急経済対策第2弾としまして、事業継続支援金や事業継続推進補助金を提案させていただき、持続化給付金などの国や県の事業と合わせ、事業者支援に努めてきたところでございます。

また、町民への支援といたしましては、国の臨時交付金等を活用し、様々な感染対策事業をはじめ、特別定額給付金事業や生活応援商品券配布事業、水道料の減額、給食費無償化事業、インフルエンザ予防接種事業等、様々な支援策に取り組んできたところでございます。

今後につきましても、感染拡大の状況は国県の動向等を注視しながら、必要な施策の検討を行ってまいります。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

町の対応、多岐にわたる支援策を、今ご報告いただきました。まだまだコロナ禍の中でこれらの給付金、支援金などの利用された件数などは分かりますか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

ただいま水上議員より、事業継続支援金等の利用件数等につきましてご質問をいただきました。

まず、事業継続支援金につきましては、国の持続化給付金の申請件数である1月分の売上げが、前年同月比で50%以上減少している町内事業者を支援するため、和歌山県から支給を受けた事業継続支援金の5分の1を支給いたしました。12月10日現在におきまして、申請件数は631件、申請額は2,646万3,000円となっております。この支援金につきましては、来年の3月15日まで町観光課において受付をしておりますので、相談等をお願いしましたら対応をさせていただきます。

次に、事業継続推進補助金につきましては、売上げの減少などの申請要件は盛り込まず、宿泊業や飲食業、サービス業など様々な業種に対しましても、事業継続に向けて実施する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等の取り組みに対して、補助率3分の2、上限額20万円の補助金を交付いたしました。申請件数は284件、申請額は4,872万9,000円となっております。いずれの事業も、比較的速やかに活用していただけるよう取り組んできたところでございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

現在もコロナ禍の中、厳しい経営状況が続いていると聞きます。業種によってコロナ禍で落ち込んだ町内消費、雇用安定の支援策や、町の物品購入への地元企業支援を進めていただきたいですが、現状はいかがですか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

コロナ禍で落ち込んだ町内消費、雇用安定の支援等について、ご質問をいただきました。

白浜町では、事業者支援も含め、町民の皆様への支援といたしまして、先ほど町長の答弁にございましたように、全町民一律にお一人様1万円の商品券を配布いたしまして、町内消費の回復を図りながら、地域経済の再生や生活の安定につなげられるよう、白浜町生活応援商品券配布事業を実施してまいりました。また、雇用調整助成金や休業相談についても、ハローワークのご案内や資料提供を行うなど、雇用安定の支援に努めてまいったところでございます。

町の物品購入等においても地元企業支援につきましても、これまでも可能な限り取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

今ご説明いただきました。

次に、農林水産業の出荷額、コロナの影響で春から観光客が減り、流通が停滞したと聞きました。収入源などの影響と経営が困難な農家や漁業者に対する対策や支援についてはどのような事業制度があるのか、伺います。事業継続や所得の確保を図るために、どのような制度があるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

農林水産業への影響、それから、対策、制度等についてお答えさせていただきます。

まず、影響につきましては、農業では、紀南農協の担当者からは、春先に新型コロナの影響でイベントや結婚式などが中止、または延期され、流通が止まった状態となったとお聞きしました。ただ、関係機関の協力もあり、どうにかその問題を解消でき、大きな減収とはならず、年始から現在までのトータルでは、著しくこのコロナの影響で悪化したというふうな結果にはなっていないというのは聞いてございます。ただ、やはり個々の農業者の方については、いろんな影響が出ているかというふうには思っております。

ただ漁業では、和歌山南漁協のお話では、前年同月比の3分の2程度、これに満たないような水揚げというふうな実績でございまして、春先にはやはりおいしい桜鯛を釣ってきてもようやくキロ500円、でも明日からは取引できないというようなことを取引先から言われるような状態で、燃料代のほうが高くなるので沖へはもう出ていけないというような悪循環になってきたというふうな話もお聞きしました。

その後、新型コロナの影響も一時より落ち着き、国の制度などの効果も見られてきたところですが、昨今の新型コロナ感染の状況から、再び都市部での営業自粛などが要請されたことに伴い、先般よりテレビあたりでも報道はされているんですが、野菜が大きく値段が落ち込んでいると、こういったことの飲食店などの営業時間の短縮の影響を受けまして、農産物、水産物が大きな影響を受けることを懸念しているところでございます。

対策につきましても、庁内でも農業者、漁業者を対象とした所得に応じた給付金などの検討も行いましたが、これは農業、漁業に限らず町民全体のものであるというお考えで、町と



しては全町民を対象とした商品券の配布などを行うことで、漁業者や農業者への個別の給付は見送らせていただきました。

それから、収入減による経営が困難な農業、漁業者に対する支援についてですが、先ほどから申し上げて、いろいろなところで出てきますように、持続化給付金とか、事業継続支援給付金というのが使えますが、そのほか新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染防止対策を行いつつ、販路の回復、開拓、生産販売方法の確立、転換などの経営継続に向けた農業漁業者の取組を支援することを目的にした経営継続補助金制度がございます。

また、農業者につきましては、運用の見直しで現在昨今メディアにも取り上げたことがあるので皆様ご存じかと思いますが、新型コロナウイルスの影響による需要の減少により、市場価格が低落するなどの影響を受けた高収益作物、野菜や花き、果樹、茶などについて、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する高収益作物次期作支援交付金制度もございます。

両制度は、国、農林水産省の制度になりますので、引き続き、町民の方々が利用しやすいように支援してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

事業継続や後継者不足を聞きますが、その所得の確保を図るため、販売促進や取り組みに係る経費の助成とか、それから人材育成など様々な支援が今後も利用できるように、ニーズをつかんでサポートをしていただきたいと思います。

次に、コロナ禍の影響は事業所も困窮している状態から、なかなか回復できないでいます。また、パートや非正規雇用の方たちも仕事のカットで給与もカットされ、生活に困窮していると聞きます。町独自の支援ができないか、伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

困窮している事業者支援としましては、事業継続支援金や事業継続推進補助金のほかにも、町内中小企業者を支援するための、融資に係る信用保証料の一部の補助を行う中小企業信用保証料補助金の増額や、日本政策金融公庫が特例措置としました新型コロナウイルス対策マル経融資の金利分の利子の補給を行う小規模事業者等貸付利子補給補助事業に取り組んでいます。これらの事業者への支援を行うことにより、町内の経済や雇用の方々への支援につながっていくものと考えております。

新型コロナウイルス感染症を完全に防いでいくためには、あらゆる手を尽くして取り組まないといけないと思っております。町内で感染者が出ないよう、町民や観光客の皆様一人ひとりへの感染防止対策の徹底、経済団体の各施設においても、衛生管理の徹底など、協力要請を引き続きお願いしていかなければならないと考えています。

町内経済や観光客の回復には、まだまだ時間がかかるとは思われますが、国のG o T oトラベルキャンペーンの取り組み等と合わせ、引き続き町の経済対策や観光振興策の取り組みを関係団体等と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

町民全体に言えば生活応援給付金の追加支援というのは現時点で考えられませんか。応援給付金追加支援はいかがですか。答弁をください。

○議長

番外 町長 井瀬君

○番外（町長）

現在のところ、特にこれということは考えておりませんが、12月の補正でもプレミアム商品旅行券とクーポンつきマップの販売促進、これを考えておりますし、これは緊急経済対策の一つになると思います。それから、事業者向けの事業継続支援金、あるいは事業継続推進事業費の不足分、これは当然追加しないといけないと思っておりますので、こういったことを補正として今上げさせていただいているところでございます。

G o T oに関しましては、やはりこれは全国的にコロナの感染拡大が言われておりますので、アクセルとブレーキをどうやって踏み分けていくのか、これも必要に応じて考えていかないとはいけませんので、観光地としては非常に不安な要素もあるんですけども、G o T oキャンペーンには期待をしているところでございます。

○議長

14番 水上君（登壇）

○14 番

事業所支援などについて答弁をいただきました。それによって町内経済や雇用支援になることですが、甘くはないでしょうか。経済の町内循環は、景気のよいときの話で、今その支援対応を受けても事業所自体も大変なときで、実際雇い止めや時短雇用になっている状態をご存じでしょうか。職を失い、家賃を支払うことが困難だというときには、家賃に相当する額の支援、また、失業などで収入が著しく減るなどして生活に困窮している人が受けることができる国の住居確保給付金や生活困窮者支援制度があり、また、町では解雇などにより住宅の退去を余儀なくされる方を対象に町営住宅を一時的に提供しています。これらの支援制度を知らない人が多い。町が住民のために何ができるかをいま一度課題協議していただきたいと思います。

ショックな話を聞きました。子育てが始まるから白浜を出た。町が観光ばかりで何をしているのか、施策が分からないと言われました。住民への周知徹底をもっと図らなければと思います。これらの事案をどう捉えるか、お尋ねします。

○議長

番外 住民保健課長 泉君

○番外（住民保健課長）

ただいま水上議員から、新型コロナウイルス感染症に係る町の支援策の周知についてご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症に関する町の各種支援につきましては、毎月の町広報による支援策のお知らせや、町のホームページの新型コロナウイルス感染症に関連する情報についての中で、白浜町からの情報としまして、暮らし、子育て、医療、産業など各カテゴリー別に各種支援策につきまして最新の情報をお知らせしているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る様々な電話等でのお問合せにつきましては、住民保健課でも対応しておりますが、各種支援の詳細に関するお問合せにつきましては、担当課へおつながりして対応しているところであります。今後も引き続き、各課連携を図りながら、各種支援につきましては、町広報やホームページを通じまして、町民の皆様に分かりやすく周知啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議 長  
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま議員から、経済対策と課題ということでご質問をいただきました。

観光ばかりの施策で子育て支援策等ができていないとの町民の声も紹介がありました。今回のコロナ禍において、国の支援を受けての事業もありますが、町として町民支援、事業者支援を早急に最大限できるよう補正予算で対応させていただいたところであります。

町独自の町民支援施策として、幼保小中学校の給食費の無償化、水道料金の減免、生活応援商品券配布事業、また、国の定額給付金基準日以降に生まれた新生児への特別定額給付金事業、学校施設感染症対策事業、インフルエンザ予防接種事業など、町民の方々が全対象となるもの、また子育て世代が対象となるもの、事業所支援施策としては、プレミアム旅行券の販売事業、プレミアム商品券販売事業、小規模事業者等貸付利子補給補助制度、中小企業信用保証料補助事業、事業継続支援金等とたくさんの新型コロナウイルス感染症対策を取り組んできたところであります。これらについては、全員協議会、新型コロナウイルス感染症対策会議で説明させていただいておりますので、議員も十分ご承知のことと思います。

町として、ほかの自治体よりもいち早く新型コロナ対策に取り組み、実施した事業を比較しても劣らないものと考えています。町長を先頭に、職員全員で今回の新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、町議会のご理解、ご協力もいただき、町民の方の暮らしを守るよう、事業者の方の経済が疲弊しないように、現行の町の財源でできる限りの施策を実行したことにはご理解をいただきたいと思ひます。

議長、すみません、ただいまの水上議員の質問の中において、町民の方からの話の紹介がありましたが、この件について、確認したいことがあるので、反問の許可をお願いしたいと思ひます。

○議 長  
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員から、町民の方が子育てが始まる前に白浜を出た。町が観光施策ばかりで何をしているか分からないと言われたとのことでありますが、町民の暮らしを守るため、町の経済を疲弊させないために、町民施策、事業所施策を議会の議決もいただき、取り組んできたところであります。このような取り組みは議員もよく知っておられると思ひますので、このご意見を言った方に対して、事業内容の説明をしていただけたのか、また、説明されたことに対して理解はいただけなかったのかについて、まずお伺ひします。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

今ご質問をいただきました。もちろん私は町の皆さんがいろいろ施策を展開してもらって、そのたびに議会の中でも説明を受け、十分承知しているつもりです。そういう声がありましたら、説明はしておりますし、また、どうしてかということもお尋ねしました。地域格差から町の転出かと思えます。というのは、やはりこれは町の周辺、例えば通学圏内だったり通勤圏内だったりすると、やはり施策によって住居を転居するということはある話で、もう古い話になりますが、十何年前に、乳幼児医療費の助成が3歳までだったときに、時の町長が、これは財政難だからこれを見直していくのだと言ったことがあります。そのときに、やはりそういうことをすると地域格差が出て、若い方たちがこの町から出て行かれるということもありますよということで、反対もしましたし、そういうご意見も言わせてもらいました。今回、やはりそういうことも説明しましたけれども、例えば子ども医療費制度も、現在は中学3年生まで助成できるようになりましたが、周辺では18歳まで支援しているところもありますし、それから子育て世代への家賃補助であるとか、言えばちょっと長いこと、六、七年になりますか、耐震化のできてない園舎、これについても大変地域の皆さんも心配されてきましたし、私も保育環境の格差も指摘してきました。それから、現在移築したり、耐震改修で整備されましたが、数年前には北富田小学校や白浜第二小学校で、雨漏れとか、天井から雨水が落ちてくる下で子どもが授業を受けておりました。窓に雑巾を詰めて授業を受けていたころ、やはり教育環境の格差も訴えてきました。

そういうことを皆それぞれに、お母さん方とかご父兄が感じることはそれぞれだと思いますけれども、そういうことも理由に原因になっているんじゃないかと思えますよ。私も対話をしましたけれども、そういうことの説明はもちろんしましたけれども、やはりそれは個人の意思ですから止めることはできませんでした。

それから、観光に関してですが、これも観光関連従事者が、白浜町は50%はいらっしゃるということで、観光によって経済の活性化、また循環ができるのだということとか、そういう説明もしております。決して白浜町は何もしてないとは申ししておりませんし、それがご自分の欲しい情報は、白浜町は広報であるとかチラシであるとか、そういうことで啓発もしておりますから、分からないことがあったら、私は相談を受けますし、白浜町でお尋ねいただいたらどうでしょうかというような説明もしております。

やはりそういうことで、いろんなものの取り方をされたり、解釈をする方もいらっしゃいますので、そこは私は自分なりの説明はしておりますし、はいそうですとは申し上げておりませんので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

○議 長

反問に対する回答がございましたけれども、これでどうですか。

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員からご説明いただきました。議員のお考えをいろいろ言っていた部分と、その方のご意見というか思いもあるというのは分かったんですが、そうであるならば、この子育てが始まる前から白浜を出たというようなショッキングなことだけの紹介ではなくて、やは

りそういう説明もしたけれどもということを書いていただければ、当局としても、本当にどこの町へ出たのかな、その町は白浜以上のいろんな子育て支援をしているのかとか、今後のコロナの対策だけではなく、今後の町施策を打つ上でいろんな参考にはさせていただきたいと思います。今後このような質問がある場合には、もう少し内容をかみ砕いて書いていただくほうが、私らは正直ショックな話を聞いたということでありましたので、中身も今のように説明していただければ、私個人かもわかりませんが、理解ももう少し深まったと思います。今後このようなことがあれば、そのような形で一方的に言われるのではなく、ぜひその人たちが言っていたようなご意見のご紹介もしていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

個人情報ということもありますからね。私はこれを書きましてからお尋ねしたんですが、追跡調査まではできません。やはりそこは、そういうことまで言わなあかんのということになりますので、こういう住民の方のご意見があったということで、各課は申し訳ないですが、その辺は何を指して言っているか、今私は説明を多少しましたけれども、そういうことも加味しながら、今後の施策に反映していただけたらと思います。よろしいでしょうか。

○議 長

一般質問の場なので、反問というのはあくまで意見を、議論を深める、適切にきちっとした答弁、質問ができるように、それが反問権の主たる目的でございますので、それをお互いに十分打合せも、一般質問をするときに打合せとかそれについても深めていただきたいということでございます。よろしく願いしておきます。

これで反問はよろしいですか。

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

はい。

○議 長

以上で反問を終わります。

引き続き、一般質問を続けてください。

14番 水上君（登壇）

○14 番

新型コロナの影響は様々な業種に影響を与えています。観光客が減って町内循環が回らず、廃業を余儀なくされた場合や、感染拡大を防ぐために一時休業をする方もいます。また、解雇を言い渡さざるを得ない事業者の苦悩や、住民の方から生活そのものが送れないと、先行き不安も聞きました。

国の救済案はそういった社会的弱者のためにあるもので、町や社会福祉協議会が窓口で、制度につないでいただいていると思いますが、実情はいかがですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

今回の新型コロナウイルス感染症による休業で収入が減少した場合などに対し、一時的な資金の緊急貸付を行う生活福祉資金貸付制度がございます。この制度は、各都道府県の社会福祉協議会が実施しており、本町でも窓口であります白浜町社会福祉協議会に申込みを行い、審査や貸付けは和歌山県社会福祉協議会が行うこととなっております。町に対しまして申込みなどの相談をいただくこともございますが、制度概要などを説明させていただいた上で、申込窓口は白浜町社会福祉協議会であることをご案内し、制度へつなぐよう努めているところでございます。

この制度に関しまして、主に休業された方への緊急小口資金、それから主に失業された方への総合支援資金の2つの資金がございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

ご説明いただきました。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置もあるようで、調べますと、地方税法などの一部改正で、1、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者などに対して、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる。2、厳しい経営環境にある事業者などへの償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置。3、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う一定の事業者家屋及び構築物を加え支援する。4、自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長や、税率を1%分軽減する特別措置の適用軽減を6か月延長ができる。5、減収による自動車税収補填特例交付金及び軽自動車税徴収減収補填特例交付金による全額の補填もある。6、耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化、イベントを中止したときなどに主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応など、それぞれ要件はありますが、これらについては当事者が自己申告しなければならないのか、またこれらの措置で町税の減収見込みはどのぐらいなのか、また、その補填はどう処理されるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

ただいま水上議員から、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置についてのご質問をいただきました。

現在、この税制上の措置に基づき、感染症の拡大防止の影響により厳しい状況に置かれている納税者に及ぼす影響の緩和を図っているところでございます。

税制上の措置について、自動車税、軽自動車税環境性能割の税率の軽減措置は、納税者が特に申請をしなくても、自動的に軽減されるものです。

その他の地方税の軽減を受けるためには、納税者の申請等が必要となります。

項目別に、納税者が申請または申告をする必要があるのかどうか、答弁させていただきます。

徴収猶予については、納税者の申請が必要です。

償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置並びに生産性革命の実現に向けた

固定資産税の特例措置につきましては、納税者の申告が必要です。

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長等につきましては、県税等課税時に特例税率が適用されますので、納税者が申請する必要はございません。また、これにより減収となった軽自動車税環境性能割は、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置について、不動産取得税は県税ですが、特例措置の適用を受けるためには納税者の申請が必要です。

イベントを中止等した主催者に対するチケット払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用については、新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず寄附金控除を受けるためには納税者の確定申告が必要です。

町税の減収見込みとその補填はどう処理されるのかというご質問についてでございますが、町税全体の減収見込みは、軽減措置の申告受付実績を踏まえ、令和3年度当初予算編成時にお示しできると考えています。国の税制上の軽減措置による町税減収分の補填は、地方税減収補填特別交付金により令和3年度から6年度の間に全額国費で補填されます。

町独自の町税減免制度はございませんが、軽減措置については町ホームページや町広報を活用し、より一層の周知啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

今回の質問ではどれも住民の方からの声をいただいたものですが、目的を明確にする情報発信方法を考えさせられました。町は毎月の広報やホームページで情報発信していると言われますが、住民の方になかなか届いていないことが多い。住民にとってのニーズは多様ですが、町の広報や情報誌などのアピールは内外的に大きな影響を持ちます。

本日の質問の中でも申しましたが、通勤・通学圏ならば住民が別の魅力的な自治体に移住してしまったり、観光客が別の自治体に旅行先を変えてしまったりする可能性があると言われます。

住民が知りたい情報や興味を持つ情報と、自治体が発信している情報に差があると、いくら情報を発信しても思ったような効果が得られない。

神奈川県川崎市では、情報化を進めてほしい項目を住民にアンケートし、住民のニーズを把握しながら情報発信することで、興味を持ってもらいやすくなり、一方的に情報発信をすお知らせ型だけではなく、欲しい情報を把握するのも広報の重要なポイントです。

岡山県の場合、昨今日本では災害が増えており、外国人観光客が心配している側面があるというニーズを捉えられて、外国人旅行者向けの災害時に役立つ情報カードを作成し、配布しているそうです。

私は初めての地域を訪問するときに、必ずその町のホームページで情報を見ますが、広報は町の活性化のためにも情報発信の力は大きく、政策課題として観光の誘致や施策による暮らしやすさ、町の特色をさらに発信し、これからも住民のニーズや声を反映させていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議 長

経済対策と課題についての質問を終わります。

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 13 時 58 分 再開 14 時 06 分)

## ○議長

再開します。

通告順 9番、10番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。質問事項は、1つとして、地域共生社会の実現に向けて、2つとして、行政手続の見直しについて、3つとして、公共施設におけるトイレの洋式化についてであります。

初めに、地域共生社会の実現に向けての質問を許可します。

10番 松田君（登壇）

## ○10番

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。マスクを外させていただきます。

我が国では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子どもを養う8050問題、介護や子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化してきています。こうした課題は、従来の介護、障がい、子育てなど、制度分野ごとでは対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行っても、たらい回しにされたあげく何も解決できないという事態が発生しています。

こうした状況を放置しては、いつまでたっても地域共生社会の実現も、全ての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできません。そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市町村の努力義務とされました。

平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年、令和2年をめぐり、市町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定されており、これを受け、先の国会で次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されることとなりました。

そこで、まず、重層的支援体制整備事業の取組について、お伺いします。

町長の公約にもある、地域包括ケアシステムの構築に向けて、来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業については要となる位置づけでもある事業だと考えます。今年度8月28日締切りとして、厚生労働省から各市町村に対し、事業の実施意向や事業費の見込み等についてのアンケートが実施されています。本町として、「実施に向けての検討を行っていないが、今後、実施する可能性がある」との選択肢でご回答をされていますが、実施する可能性があるではいつになされるのかが明確ではありません。私としては、可能性があるのではなく、もっと積極的に取り組んでいくことが必要だと考えますが、今後、どう取り組むお考えか、町長のお考えをお伺いします。



○議 長

松田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま松田議員より、地域共生社会に関するご質問をいただきました。

全国的に少子高齢化や人口減少が進み、地域社会における住民同士のつながりがなくなりつつあることが問題視されております。本町におきましても、高齢者のみの世帯が増加していることで、生活面や介護、また虐待などに関する相談が増加傾向にあり、中には相談に来られた時点で何らかの措置を行わなければならない緊急性の高いケースもございます。

こうしたことから、町では、地域での結びつきや包括的な支援体制をより強くするため、地域包括ケアシステムの構築を進めているところでございます。

例を挙げますと、窓口に来られました高齢者などからの相談に対しましては、日頃より関係課や各係が連携を取れるよう、職員一人ひとりが常に心がけるようにしており、他の部署と連携が必要であると判断した場合には、速やかにケース会議を開催するなど、様々な角度からの支援を検討できる体制を整えているところでございます。

議員からご紹介のございました重層的支援体制整備事業に関しましては、先ほど申し上げました町の取り組みをより包括的に充実させ、また整えることができる制度であると思っております。

具体的な事業内容に関しましては、1点目として、相談の内容にとらわれない一体的な相談支援、2点目として、就労、居場所などを提供する参加支援、それから3点目として、地域社会での孤立防止や多世代交流などを一体的に目指す地域づくりに向けた支援の、大きく3つの分野に分かれていると伺っております。本事業を活用することにより、さらに創意工夫をもって柔軟に支援体制を充実させることができ、目指すべき地域共生社会の実現に少しでも近づくことができるのではないかと考えているところでございます。

町といたしましては、現体制でどのような面で取り組みが不足しているのか、また、本事業を活用する場合どのような形が望まれるのか、そうしたことをまず検証してまいりたいと思っております。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

次に、重層的支援体制整備事業について、本町としてどう検討を行ってきたのでしょうか。どういう課題を認識しているのでしょうか。当局の見解をお伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

重層的支援体制整備事業に関する検討については、現時点で具体的な検討を行うには至っておりませんが、県主催の研修会の資料や本事業に関する国や県からの情報提供があった場合、関係部署にも伝達し、情報を共有しております。

本事業につきましては、まだ不確定な部分もございますが、実施に当たっては、支援体制の整備や事業の周知、啓発等が課題であると考えます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

さて、3つの支援について具体的に質問をいたします。

3つの支援の1つ目は包括的な相談支援です。福祉の窓口は、高齢者、障がい者、子どもといった分野別に分かれていることが多いのですが、どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めます。例えば高齢者の窓口で介護の相談に来た親が、息子のひきこもりのことも相談しに来たら、そこで65歳以上の人しか支援できないと言って断ることはなく受け止め、必要な支援につなげる。相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携して、家族全体が抱える課題を解決していきます。ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な課題がすぐに見えないため、すぐに支援につなげられないことも多々あります。そうした場合も、伴走型で本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながらつながりを持ち続け、課題を一つひとつ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことも期待されています。

そこで、お伺いします。今社会問題になっている8050問題やダブルケアなど、既存の相談窓口だけでは対応するのに苦慮するケースがあります。本町においても既存の相談窓口だけで対応するのに苦慮するケースの相談はあるのか、現状についてお伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

本町におきましても、介護や困窮、子どもに関する相談等の複合的で既存の相談窓口だけでは対応が困難なケースは見受けられております。そのような場合は、初めに相談を受けた窓口から関係部署に伝達され、複数の部署で対応する体制が取られており、その際、相談者に負担とならないよう、可能な限り職員が相談者のもとに出向かせていただくよう、心がけております。また、必要に応じ、役場内の部署だけでなく、外部の機関にも入っていただき、断らない支援に努めておるところでございます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

ただいまの当局の答弁より、断らない支援に努めているとのことですが、相談窓口を1つにすることによって、もっと迅速な対応が期待されると思います。

先ほどの重層的支援体制整備事業の検討についての当局よりのご答弁もありましたが、相談窓口を1つにするには、支援体制の整備などの課題もあります。そういった課題もありますが、前向きに検討していただくことを願っております。

ここで、先進事例を紹介します。

埼玉県狭山市では、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業に係る取り組みとして、福祉政策課内にトータルサポート推進室及び相談支援包括化推進員を設置し、多機関協働による包括的支援体制整備事業に取り組んでいます。事業内容として、複合的な課題があり、所管課だけでは対応できない相談対応、調整、断らない相談対応、生活困窮者自立支援事業や様々な事情を抱えている個人や世帯に対し、関係機関等が相互に包括的な支援を

行うため、トータルサポート推進会議を実施し、包括的支援体制の構築を図るための意見交換を行う場としています。相談支援包括化推進員の相談事例として、トータルサポート推進室で話を聞き、困窮支援の担当をチームに加えて、家庭支援を実施し、経済面だけではなく暮らし全体の支援を行えるよう調整に結びつけられることができた事例もあります。

さて、支援の2つ目としては、地域につなぎ、戻していくための参加支援です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場を探してそこで役割を見いだせるよう、支援します。例えば障害者手帳を持っていないひきこもりの方が、働きたい希望があってもいきなり一般就労が難しいため、地域の就労支援施設で障がいのある方々と一緒に農作業をしたりといった支援も想定されています。すなわち、本人のニーズと地域資源をうまく有効利用して、社会とのつながりを回復することが参加支援です。

そこで、参加支援について、町の現状や取り組みについてお伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

参加の支援についての町の現状や取り組みについてのご質問をいただきました。

現時点において、参加の支援の具体的な要件が示されておりませんが、本町における既存の事業としては、民生課地域包括支援センターでの認知症カフェや、住民保健課健康増進係が介護予防事業として実施しています高齢者対象のデイサロン、民生課福祉係で行っている障がい者を対象とした同じ名前でありますけれどもデイサロン等が該当するのではないかと考えられます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

今当局よりご答弁いただいた参加支援以外に、多様化する生活上の複合的な課題での支援について、町の取り組みと現状を再度お伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

先ほど申し述べましたとおり、参加支援に関しまして、既存事業として具体的にどれが対象となるかは現時点では示されておりませんが、事業の内容としまして、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施と示されております。

相談に来られた方によっては、これらの課題を複合的に抱えられているケースもあり、そのような場合は、庁内だけにとどまらず、県の就労支援担当課や県指定の居住支援法人など、庁外の関係各所にも協力いただきながら、可能な限り抜け漏れのない支援に努めているところでございます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

ありがとうございます。そして、3つ目が地域づくりに向けた支援です。子ども食堂や運

動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために、地域づくりに関心を持つ住民やNPO、農業や観光など、福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されています。

そこで、地域づくりに向けた支援について、町の取り組みについてお伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

地域づくりに向けた支援についての本町での取り組みについてでございますが、既存の事業としまして、民生課地域包括支援センターにおける生活支援体制整備事業、民生課福祉係での地域活動支援センター事業などが挙げられます。生活支援体制整備事業については、白浜町社会福祉協議会とも協力しながら、地域への働きかけを行っており、世代にとらわれず、地域間での関係性を構築しているところでございます。地域づくりにつきましては、時間のかかる事業であり、一気に進展するものではありませんが、着実に進めてまいりたいと考えております。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

当局の言われているとおり、地域づくりについては本当に時間を要することだと思います。町長のリーダーシップの下、着実に進めていただきたいと願っております。

以上、3つの支援について、町の取り組み等をお伺いしました。

この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困りごとを抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されており、断らない相談支援として誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信しています。今回のコロナ禍で改めて人とのつながりが重要だと再認識されていますが、まさにこの事業は人と人とのつながりを再構築する事業であり、今まさに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

既にこれまで250を超える自治体でモデル事業が行われ、来年度からこの事業を実施する市町村に国が交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートします。

そこで、先進事例、また、町の現状を踏まえ、質問をいたします。

いきなり3つの支援を一体として行う重層的支援体制整備事業に取り組めないとしても、こうした問題を支援する体制整備がなされていなければ、地域共生社会の実現はまだまだありません。ぜひとも、3つの支援のうち、できるところからでも取り組んでいくべきだと考えますが、当局の見解をお伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員のおっしゃるとおり、3つの支援のうちできるものからかかってまいりたいと考えます。

○議 長

休憩します。

(休憩 14 時 27 分 再開 14 時 27 分)

○議 長

再開します。

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

これまで述べてきましたとおり、本町といたしましては、既存の事業により取り組みを行っている部分も多々あると考えております。

今後は、町民のニーズも踏まえながら、まずは既存の事業を基に、それらを充実、発展させながら、地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

ありがとうございます。これらの事業を進めるには、庁内のみならず庁外との連携体制も極めて重要であります。町を中心に各支援機関、地域住民なども含め、町全体での包括的支援体制整備が必要であり、その体制整備に当たっては、関係機関等と地道に議論を積み重ね、意識の共有を図り、ワンチームになることが必要です。

神奈川県座間市では、市役所が中心となってチーム座間を結成し、社会福祉協議会、ハローワークの担当者らが参加し、弁護士も交え、課題の共有や支援の方向性を決めています。こうした取り組みとして、事業の実施に向けて、庁内、庁外連携体制を整えることから着手してはどうでしょうか。当局の見解をお伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

現在の取り組みの中で、生活困窮者の支援事業としまして、生活困窮者支援プロジェクト会議を毎月1回実施しております。この会議は、町内における生活困窮者について情報交換や事例検討を通じて、関係機関で現状と課題を共有し、それらを支えるための政策提言や新たな社会資源の開発をも視野に入れ、今後の対策を検討するものです。会議の構成メンバーとしましては、民生課福祉係及び地域包括支援センター、生活保護を担当する西牟婁振興局総務福祉課、社会福祉協議会、障がい児・者相談支援室ぼらんちのほか、ケースにより、NPO白浜レスキューネットワーク、教育相談室ふれあいルームにも参加を要請しています。

生活困窮者支援が主体ではありますが、そこから波及する諸課題について、庁外機関も含め介護、障がい、子ども等の担当機関が集まり、取り組みを進めており、県下でも先進的な取り組みとなっております。

今後も引き続き庁内のみならず、庁外関係各所とも連携体制の強化を進め、課題解決に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

当局からの答弁の中で、毎月1回生活困窮者支援プロジェクト会議を実施しているとのことがありました。これに関しては、各関係機関との連携として、県下でも先進的な取り組み

をされ、そこで従事されている当局の皆様も誰一人置き去りにしないとの姿勢で頑張っていたいており、町民の1人として感謝申し上げます。

では、最後の質問とさせていただきます。

地域共生社会の実現に向けての人材育成等について、質問させていただきます。

地域共生社会の実現に向けての成否を左右するのは、支援を担う人材です。人材の育成確保、専門性の向上、処遇改善を図り、支援者を孤立させない、バーンアウトさせない取り組みが必要ですが、本町としてどう取り組んでいくお考えか、また、本町の現状についての認識と併せてご見解をお伺いします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

現在、地域共生社会に関係する各部署におきまして、それぞれ専門の資格を有した職員が配置されております。人事育成に関しましては、研修会への参加等により、スキルの向上に努めているところでございます。また、実際にケースを受け持つ場合は1人だけ関わるのではなく、複数名で対応することで孤立化やバーンアウトの防止に努めております。今後も引き続き、これらの取り組みを継続させていきたいと考えております。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

人材育成については、今後とも重視していただきたいと思います。

今回ご提案させていただいた重層的支援体制整備事業は、制度のはざままで適切な支援を望まれている当事者やそのご家族に一筋の光を与える事業でもあるかと思えます。このように多様化する生活上の課題に対し、国も問題意識を強め、事業としての予算づけもされましたが、この事業は義務ではなく任意事業でもあり、各自治体が手を挙げることとなっています。まずは町長のリーダーシップで所管課だけでは対応できない複合的な課題に対しての支援体制の強化を図り、断らない相談支援として、相談窓口を1つにするなど、取り組めることから本格的な運用につなげていただくことを提言し、この質問については終わります。

○議 長

以上で、地域共生社会の実現に向けての質問は終わりました。

次に、行政手続の見直しについての質問を許可します。

10番 松田君（登壇）

○10 番

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力的に推進している河野行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち、99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、僅か1%未満の計111種類とのことです。また、行革担当大臣は、相当部分は印鑑登録されたものや銀行の届出印などそういうものは今回は残ると説明され、デジタル庁を発足し、業務がデジタル化された際には、電子認証などが導入されるだろうとの見通しを示しました。

さらに、政府与党は、確定申告など税務手続においても押印の原則廃止を検討する方針も

明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。

このように行政手続文書だけではなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速しています。

そこで、質問をいたします。まず国において行革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり、約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、本町においても現状、押印を必要とする行政手続文書が幾つあって、そのうち国と連動せざるを得ない文書が幾つあり、町単独で判断できるものが幾つかなどというように、今から廃止対象リストの洗い出しをすべきと考えますが、当局の見解をお伺いします。

○議 長

松田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま松田議員より行政手続の見直しについてご質問いただきました。

議員のおっしゃるとおり、デジタル庁が発足し、業務のデジタル化が推進されることにより、今後ますますオンライン申請の必要性が高まることが予想されます。また、それと同時に行政手続書類の押印廃止への取り組みも重要となってきます。

当町では、現在、窓口での証明書交付等に関する申請書については、本人申請である場合は、本人確認を行った上で押印は不要としております。

その他、押印が必要である行政手続につきましては、条例で定められている申請手続は200件程度、法律により定められている申請手続は500件程度となっています。それ以外にも規則等で定められている申請手続を含めると、膨大な件数となりますので、廃止対象リストの洗い出しには、相当な作業と時間が必要であると考えています。

また、押印廃止のための条例、規則、要綱等の改正も必要となってきます。

そのため、作業に当たっては、法や条例等との整合性の確保が必要であります。国の詳細な指針がまだありませんので、現状では取り組みに至っていません。

今後は周辺市町とも情報共有しながら進めていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

次に、内閣府規制改革推進室によると、国のこうした動きに合わせ、自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルの策定にも着手することですが、そのマニュアルを待ってから着手するのでは遅過ぎると思います。

押印廃止と書面主義の見直しについては、国の動きを敏感に察知して、何よりも住民サービスの向上に向けて町長のリーダーシップのもと、早急な対応を期待しますが、当局のご見解はいかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

先ほどご説明させていただきましたとおり、行政手続の件数は相当数ございます。それぞれに関係する法律の改正により対応するもの、条例改正等を必要とするものなどがありますので、国の指針やマニュアルを待たずに進めますと、再度の見直し等が必要になる可能性もございます。そのため、当町では行政手続の押印廃止を正確に進めるため、国の動向を注視しながら、国の指針を受けて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長

10番 松田君(登壇)

○10番

最後の質問とします。ICTやデータの活用は先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは、行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。本町においても、行政手続の簡素化につながるオンライン化や行政事務の効率化としてのペーパーレス化に移行するなど、早急に取り組むべきと考えますが、当局のご見解をお伺いします。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

議員のおっしゃるとおり、住民サービスの向上のため、行政手続の簡素化のためのオンライン化や行政事務の効率化のためのペーパーレス化の取り組みは大変重要であると考えております。今後はオンライン申請の拡充等についても検討しながら、行政手続の簡素化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長

10番 松田君(登壇)

○10番

特に行政事務の効率化のためのペーパーレス化については、早急に進めていただきたいと願っております。

行政手続の見直しについては、住民サービスの向上として国に歩調を合わせたオンライン化の推進等を町長のリーダーシップで迅速に進めていただくことを提言させていただき、この項の質問を終わります。

○議長

行政手続の見直しについての質問は終わりました。

次に、公共施設におけるトイレの洋式化についての質問を許可します。

10番 松田君(登壇)

○10番

先般、町民の方から、白浜町斎場を利用したとき、女性用トイレが全て和式便器であり、利用に不便を感じたときのお声をいただきました。もちろん、障害者用トイレには洋式便器が設置されているのですが、現在、生活様式の変化により、住宅等の改善がなされ、多くの家庭では洋式トイレでの生活をしており、和式トイレに慣れていない人が増加しています。これは、町斎場に限ったことではなく、町の公共施設のトイレはどこまで洋式化がなされてい



るのか、また、利用者は不便を感じていないかと考えるところです。

そこで、この項について1点だけお伺いします。現在、小中学校の耐震化に伴う洋式化、また公衆トイレの改修に伴う洋式化は進んでいます。例えば、本庁、富田事務所、日置川事務所、住民交流センター、中央公民館、図書館、日置川拠点公民館などは築年数も古く、和式トイレが主流の施設も多いと考えられます。そこで、公共施設におけるトイレ洋式化の現状と今後の取組はいかがですか。

○議 長

松田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま松田議員より、白浜町の公共施設におけるトイレの洋式化の現状と今後の取り組みについてご質問いただきました。

議員がおっしゃるとおり、これまで公衆トイレや小中学校のトイレにつきましては、優先的に洋式化に取り組んでまいりましたが、公共施設におきましても各施設を利用される皆様が使いやすいトイレの整備は必要であると考えてございます。

ご質問にもありました白浜町斎場につきましては、今年度、男女トイレの一部洋式化を実施中でございます。このほか災害時の避難場所となる施設もございまして、各施設の所管課におきまして、現状等を精査し、適宜必要な整備に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

教育委員会所管の施設のトイレの洋式化の現状及び今後の取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

学校施設を除く、社会教育施設及び社会体育施設のトイレの洋式化につきましては、決して十分とは言えない現状でございます。

災害時の避難場所となる施設もございまして、町長部局同様に現状等を精査し、適宜必要な整備に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

教育委員会所管の社会教育施設、中央公民館の1階の女性用トイレの和式3基のうち1基を様式に付け替える工事を現在検討しているとお話も伺っております。ぜひとも進めたいと思います。

私としては、予算を伴うことでもありますので、町として公共施設の整備方針を策定し、年次計画を立てていただき、随時トイレ洋式化に取り組むことを提言させていただき、私の一般質問を終わります。

○議 長

公共施設におけるトイレの洋式化についての質問は終わりました。

以上をもって、松田君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

お諮りします。

本日はこれをもって散会し、次回は12月15日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、14時45分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年12月11日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員